

令和5年 多賀町議会3月第1回定例会再開会議録

令和5年3月7日（火） 午前9時27分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久良 君	福祉保健課長	林 優子 君
副 町 長	小 菅 俊二 君	産業環境課長	飯 尾 俊一 君
教 育 長	山 中 健一 君	地域整備課長	藤 本 一之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正浩 君
総 務 課 長	石 田 年幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税務住民課長	岡 田 伊久人 君	監 査 委 員	寺 西 久和 君

◎議会事務局

事 務 局 長	夏 原 伸幸	書 記	渡 邊 美和
---------	--------	-----	--------

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

(開会 午前 9時27分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年3月第1回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願ひいたします。
お諮りします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の対応として、通告順の5人までの一般質問にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は5人の議員の一般質問とすることに決定しました。

(開議 午前 9時28分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(松居亘君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。
それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、1番、神細工宗宏議員の質問を許します。

1番、神細工宗宏議員。

〔1番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○1番(神細工宗宏君) 議席番号1番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、1月末の記録的な寒波によりまして、水道管の破裂等で大谷配水池の急激な水位低下が発生し断水の危機に見舞われたときに、地域整備課をはじめ多くの職員が土日を返上し賢明な対応により、断水を逃れ、工業団地の工場にも迷惑をかけることなく無事復旧できたことに対しお礼申し上げます。

そして、一般質問に入らせていただきたいと思います。

質問の1番目、空き家調査その後の進捗はということで、昨年4月にお試し住宅川相みら家へ入居された方にお話を伺いたいと思い、1月にお宅へ訪問させていただきました

した。川相を気に入っておられ、できれば川相に住み続けたい、でも物件がないとのことでしたので、そのまま川相に住んでいただけるよう川相区民有志が近くの空き家の持ち主と話を進め、2月3日に内部を見せていただきました。リフォームのボリューム等を検討の上、もし売価が合えば購入したいとのこと。また、購入後は家財道具の始末、リフォームを行いたい、3月末までの完成が可能かを業者に確認したいということでした。

購入した家の家財道具の整理等は、私を含めて区民の有志もお手伝いしようとしています。川相にみら家がある以上、川相に住んでいただきたいと考えるのは自然な考えで、協力者たちもいます。

また、第6次多賀町総合計画の第6章第6節の住宅・住環境・空き家の中に、目指す姿、若者層の町民が増加し、まちが活性化しています。空き家の利活用が行われ、良好な住環境が確保されています。課題としまして、少子・高齢化などにより空き家が増加しており、U I Jターンによる移住・定住化を促進するため空き家の利活用を図る必要があります。基本方針では、空き家バンク制度の見直しと充実を図り、空き家の流通を確保します。土地の有効活用や良好な住環境を整備する仕組みをつくります。取組施策として、本町外からの移住の促進の主な取組として、空き家情報の充実や情報発信に努めます。上記のような施策が総合計画の中にはうたわれています。

現在、川相のお試し住宅で暮らしていただいています。ご本人もできれば川相に住み続けたいとおっしゃっていて、川相区民もそれを望んでいます。川相の有志が空き家の持ち主と何とか川相へ移住していただくために活動していますが、総合計画でうたっていることに対して取組が私は非常に遅いと感じています。次の希望者も3家族程度おられるということですが、川相以外にもお試し住宅を計画するとか、山間地域での宅地造成が無理であるならば、それに代わる対策を考えていくのが行政の仕事だと思います。3件目の希望者にあと2年以上待つていただくつもりなのでしょうか。

1 2月議会でも質問しましたが、再度、空き家調査の中での進捗を伺います。

問1、空き家バンクの情報の見直しをしていただきましたか。

問2、早期に所有者の意向確認を進めるということでしたが、その後の進捗はどうなっていますか。

3つ目に、希望移住者の対応について、どのように考えていますか。よろしくお願ひします。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 神細工議員のご質問の1点目、空き家・空き地情報バンクの見直しについてであります。前回の令和4年12月議会定例会での一般質問の際に、議員よりご指摘と貴重なご意見を賜り、当課にて再度、検討、見直しを行っております。

ホームページでの空き家・空き地情報バンクのご案内において、市街化調整区域での

賃貸や購入された後の建て替え、増改築については様々な制約があり、また市街化調整区域に該当しなくても、物件の所在地によっては法令による制限がかかる場合があります。ご購入の際には、県・媒介事業者にご相談、ご確認くださいと明記させていただき、登録情報シートでも特記事項にその旨を記載、付帯設備として上水道、下水道の設置状況を記載させていただいております。

当課では、より詳細を記載できないものか検討したところですが、前回ご答弁させていただきましたとおり、都市計画が定められた時期の前後であるかの情報については県が把握されていること、また個別に判断する専門知識が必要なことから、宅地建物取引業法の免許を有する事業者を媒介する制度としていること、何より決定の判断は許可権者である県の裁量となりますので、記載内容は先ほど申し上げた範囲となっております。

町といたしましては、引き続きご相談の際にご助言をさせていただきますが、公表できる範囲の中での見直しを行っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目のご質問、早期に所有者の意向確認を進める、その後の進捗についてありますが、現状、成果に結びつく結果には至っておりません。所有者への意向確認、働きかけについては、著しく危険な空き家、特定空き家については、空き家等対策の推進に関する特別措置法において、助言、指導、勧告、命令などの措置ができますが、問題のない空き家、日頃から管理されている空き家については、将来にわたっての維持管理、その中で空き家の利活用のご検討をお願いするもので、行政より無理強いできるものではなく、慎重に進めなくてはなりません。

議員のご質問の要旨にありますように、第6次多賀町総合計画において、空き家の利活用を町の施策として示しておりますので、慎重に1件1件ご理解いただけるように着実に進めてまいります。

また、川相区での取組は、多賀町空き家等対策計画の中で示される自治会（区）の役割を発展させていただいたものと感じております。改めて感謝を申し上げるとともに、行政からの働きかけだけではなく、空き家となる以前に住まわれていた方、ゆかりのある方を知っておられる地域の方からの働きかけの方がよりご理解を頂ける先進的な事例と認識させていただいております。

知見のない行政の働きかけではご理解を得ることが難しいところを、地域でのつながり、ご縁のお力をお借りすることをご理解いただき事が進む、そのためには所有者の方が地域との関わりをお持ちの間に、町においても取組を進めなければならないと考えておりますので、今後着実に進めてまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

最後に3点目のご質問、希望移住者の対応についてありますが、移住を希望される方からのご相談を受けた際の対応としては、前回の一般質問でご答弁させていただいたとおり、町の施策、就職支援、住める場所として空き家・空き地情報バンクをご紹介させていただいております。

議員のご質問の趣旨は、移住できる住める場所の提供と推察いたしますが、この点に

つきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、着実に、また地域のお力をお借りする仕組みづくりも併せて考えていき、移住していただける場所の確保に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） 再質問をさせていただきます。

情報については確かに見直しはされていたと思います。付帯設備等および特記事項では、以前とは詳しい情報が記載されていますが、介入業者の名前や連絡先は記載がなかったです。空き家・空き地バンクの利用は、多賀町が問合せに対応し介入業者を紹介するといった運用と理解してよいのかお教えてください。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問の方にお答えさせていただきます。

空き家・空き地情報バンクの方に掲載する段階で、もう既に媒介契約が整い、媒介事業者が既に決まった状態で情報を発信することとさせていただいております。ただ、このホームページ上で事業者の方に先に紹介をさせていただきますと、まだ曖昧な形で連絡をされる方がかなりあるということで、媒介事業者の方が混乱されるということにつながりますので、一旦そちらの方については話がこと進むような段階になってから、行政として先に情報を提供させていただいた後に媒介事業者をご紹介させていただくことにさせていただいておりますので、ホームページ上の最初の情報発信の段階では、媒介事業者のお名前、連絡先は控えさせていただいているところでございます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。最初に多賀町が中に入って業者と依頼者と会わずということによろしいですね。

あと、書式ですけど、今こういった書式になってますけど、他の町とかではもっと詳しい書式もあるんで、ほかのところのあれもいろいろ見ていただきまして改善してもらおう方がいいのかなというふうに思います。

あと、意向確認の方ですけども、これは意向確認は何月に行ったのでしょうか。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 質問の方にお答えいたします。

意向確認、調査確認、どちらでよろしいでしょうか。空き家の実態調査につきましては、昨年の春の区長会で区長の方にご依頼の趣旨を説明させていただき、たしか秋頃までにかけて、なかなか区の方でも調べるのに慎重なお時間が必要かということで秋頃までの期間を設けさせていただいて、各自治会の方の実態調査という形で報告を頂いております。その後の意向確認につきましては、その後私どもの方でもう一度現地の方を見させていただき、その後に1件1件所有者を確認させていただきながら移行というような仕組みを考えておりましたけども、まだ現地調査の方が行き届いていないということ

で、1件1件各戸の方にご連絡はできてないところがございます。まず今、現地の確認の方に入っているというところがございます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） 秋頃ということで、多分10月頃には調査は終わったのかなと思います。調査後かなり時間が経過していますので、一日でも早い着手と今後の対応をどのように進めていくのか、もう少し詳しくお教えてください。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 質問にお答えします。

前回にもお答えさせていただきました、私の方の課内での業務の采配の方がなかなか行き届いてないというところがございますが、早々にまた新年度4月以降については、また体制の方を整えてしっかりと進めていく予定でございます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。できるだけ早い調査をお願いいたします。

それと、希望移住者の対応についてですけれども、新たなお試し住宅の増設とか、次に待たれてる方に対してどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 川相みらい家のようなお試し自宅の増設、今、近々の状況を見てますと必要かと思えますけれども、そのようなご意見があるかとは思いますが、やはり近年、南海トラフ地震等の耐震性というお話がある中で、なかなかそこを満たしたようなお試し自宅、空き家を利活用したところ、これが行政が介在する中で拙速に進めてもいいのかどうかというところもございますので、そちらについてはまだ新たに設けるというところはありません。やはり議員がご質問の趣旨にありますように、ではその後の方たちをどのようにフォローするのかというところについては、先ほどの答弁と重なりますけれども、少しでも1件1件着実に住める空き家の方を探し求めていくところになります。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。着々と進めていっていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

ここでちょっと中京テレビの記事を紹介したいと思うんですけれども、三重県の松坂市の市街地から約車で1時間離れた山間にある飯高町の松阪市立香肌小学校があります。学区が19集落で481世帯、人口1,507人です。大滝小学校と比較しますと、11集落で524世帯、43世帯こっちの方が多いです。人口では1,262人と245人少ない、そういうところの小学校ですけれども、全校児童は16人、過疎が進む地域にある小学校で大きな変化が起きている。何と、児童16人のうち7人が移住者です。人口減少の一途をたどる山間の地域に、なぜ移住者が急増しているのか。名古屋から移住

してきた一家4人のAさん、9歳と6歳の娘さんがいます。Aさんが初めて学校に行ったときに、360度自然のパノラマを見て僕らも癒された、ここが学校かと思うぐらい穏やかな雰囲気、まるで大滝小学校のような感じだと私はこの記事を読んで思いました。何て素敵なところだと思って移住を決めたと。古風な平屋建て、移住者増加の鍵となる空き家バンクの制度を利用して50万円で空き家を購入しました。家のリフォームや家財処分には自治体から一部補助が出ます。キッチン本体は60万円で家より高かったと。あと洗面台とトイレはメルカリで購入し、工事は大工さんに水回りはやってもらいました。何と家を50万円で買って、家全てにかかった総額は350万円で移住されておられます。Bさんの場合は、毎日電車で通勤していたが在宅勤務が増えて、かといって仕事に支障がないことから、こちらに来る決心ができた。夫婦そろって完全に在宅勤務に切り替えた。名古屋から転校してきた長女、全校児童が少ないからより親しくできる、家族みたいに思えるところがいい、ここに引っ越してきて良かったと、最初は転校にとまどっていたというお子さんもすっかり学校生活を楽しんでいると。人気を集める過疎の小学校、去年11月の学校見学会では、愛知や神奈川から5組の家族が参加した。さらに素晴らしいのは、最初に移住してきたAさん家族がこの見学会を移住希望者に空き家を手配したり、夫婦そろってサポートする側に回っている。しかし、移住者が増えた結果、新たな課題が浮かび上がった。空き家がいっぱいあるけど、住める空き家がない。現在も、6組の移住希望者が空き家待ちの状態という記事でした。

これを見て、7人の児童が増えてるということは、4家族か5家族がもう既に移住しておられるように感じました。多賀町はもう最初からこの状態ですので、本当に早期に意向調査を進めていただきたいという紹介で終わっておきます。

2番目の質問に入ります。多賀町森林循環事業協同組合の現状はということで、令和2年9月30日に多賀町内の森林・林業・木材に関連する中小企業、小規模事業者、森林組合において、多賀町森林循環事業協同組合が設立され、今後、原木の流通、木材の加工施設の管理運営、木材加工品の販売、人材育成など、持続可能な林業振興による地域活性化を目指した事業に取り組むとあり、約3年間で原木土場の整備、仕分用グラブの購入、木材乾燥設備、5軸モルダが導入されています。

昨年7月29日から31日には製材品のアウトレット木材市が開催され、11月27日には後継者発掘の取組として、製材業を体験してみませんかというイベントもされているようです。ホームページで確認しました。多賀町森林循環事業協同組合は、この3年間、町からの委託を受けて人材育成や商品開発などを進めていますが、これから先は導入した機材を使い利益を上げ、後継者を育成していくことが不可欠となっています。

今後、多賀町森林循環事業協同組合の取組方針、製品の開発、人材育成計画等について、次の2点についてお伺いします。

1点目、多賀町森林循環事業協同組合の現状はどのようになっているのかをお教えください。

2つ目に、令和4年度で町からの委託事業がなくなるが、その後、協同組合独自でどのような活動、製品開発、後継者づくりなどを行いながら利益につながる計画を立てているのかお伺いします。

この2点について、よろしく申し上げます。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 神細工議員の2番目の1点目、多賀森林循環事業協同組合の現状はどのようになっているかのご質問にお答えします。

多賀町林業の活性化に向け、令和2年9月に組合を設立しましたが、新型コロナウイルス感染禍であったことから、組合PRの機会が乏しく、思うように組合の認知度も高まっておらず、木材の共同加工施設の運営、木材加工品の共同販売、市場開拓、林業に関する人材育成等を行う組合の共同事業が当初の想定より少し遅れている状況であり、その状況を打開するため、組合および組合員等で取り組む事業活動に関する動画制作を昨年9月から11月まで行い、作成した動画については今年1月にはユーチューブにアップロードするとともに、発信に向けては、たがトコにおいて組合活動と動画のPRを行い、広く情報発信をすることができました。制作した動画は、たが森シリーズとして、林業の川上から川下までの取組を、多賀町の木を使い森林資源を循環させるために組合が設立された趣旨なども視聴者に伝えることができたことが、組合および組合員の活性化と多賀町の活性化に寄与するものとなりました。

その他の状況としまして、原木流通、人材育成では、整備された多賀土場において選木技術の向上を図り、有利な取引先に販売できるように、木を見る目、割れや曲がりなどの見極め方の研修をはじめ、木材乾燥庫では原木を製材した材を2週間から4週間ほどかけて乾燥し、検証試験も併せて行い、乾燥した材を使い独自に家具の加工をはじめ、ツーバイフォー材、内装用のパネル材の受注を受けるなど、少しずつではありますが、自立に向けて鋭意努力されている現状であります。

2点目の、令和5年度からは補助がない中、どのような活動、製品開発、後継者づくりを行いながら利益につながる組合経営計画を立てていくのかについてですが、この3年間、国の地方創生推進交付金を活用し、多賀町の豊富な森林資源の循環利用を行うために、必要なグラップル（仕分重機）、乾燥庫、木工加工施設のハード整備や人材育成、商品開発などに取り組んでまいりました。

これまでの3年間を振り返り、組合事業について様々な角度から検証を行い、組合員ならびに関係団体と力を合わせ、小さなまちならではのチーム力を生かし、多賀町産木材の加工、流通の促進、木材の地産地消の拡大など、多賀町の森林循環の実現と地域活性化を目指してまいります。

今後の活動、後継者、組合計画につきましては、設備稼働率を高め、さらなる人材育成に努め、生産性を向上させることで、組合の維持発展に必要な収益を確保し、多賀町

の林業行政、ひいてはまちづくりに貢献できる事業を進めてまいりたいと考えております。

製品開発については、内装用の羽目板、1人用のワーキングデスク、木製ベンチ、ミーティングデスク、椅子、組合オリジナルの木のおもちゃ、組合員などから提案されるものを試験研究しながら制作を行い、販路拡大等を推進し、事業規模の拡大に向けて取り組み、多賀町の木を使い森林資源を循環させるために、引き続き今まで蓄積してきたノウハウを生かし、また地域おこし協力隊などの新たな人材を取り入れながら、多賀町の林業のさらなる振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。コロナの影響で多少遅れてるということですが、いろいろな取組を行っていることを理解しました。動画を作ったり、あといろいろな製品について試作品を作り販売をしていくといった取組を行っていることは理解いたしました。

再質問ですが、土場の使用状況は、令和3年度は3,000 m³、去年度が4,000 m³を超えていると先月の意見交換会でお聞きしましたが、土場を作った効果をどのように解析しておられますか。森林組合の経費削減とか大滝山林組合の輸送コスト、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

多賀土場の建設によりまして、今まで多賀町から森林組合、山林組合等が持ち出ししておりまして、原木の会社の方に市場など引取手のところまで運搬していたものが、中には県外からでも20t用ぐらいのトレーラーかトラック、それで原木土場まで多賀の土場まで取りに来てもらうということが現在起きております。そういったことに関して収益を得たことに関しましては、森林組合で材を出した場合、森林所有者の方に少しでも還元できるようにということで森林組合の方も頑張っておられますし、調整がつかないならば森林組合と山林組合でまとめて土場の方に持って行ってもらって、良い条件のところに売っていくというようなことができていると感じております。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。土場の有効活用をしていただきまして、多賀の材が少しでも高く効率よく売れるようにしていただきたいと思います。

それと、今後、循環組合と産業環境課としてどのように関わっていくのかなというところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

多賀町には伐期を迎えた木がたくさんございます。現在、その木を多賀の資源として森林の保全整備とか木材の生産、木材の流通など、そういった面で、やはり木を循環していかなければならないという観点から、協同組合ができた趣旨がそれですので、行政もやはりそれに目指していくというところは1つにつながっていると思いますので、その辺は連携を取りながら、今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。多賀町としても多くのお金をつぎ込んでいる施設、組合ですので、継続的な監視というたらおかしいですけども、そういうなんを続けていっていただきたいと思います。

あと、再質問になるかあれですけども、2020年の12月議会で町長の答弁の中で、一部答弁書と被る部分がありますけどもお許してください。「中で、課題も見えてきた。

1点目は、町内の原木流通を行う施策がないため、原木が町外の市場や製材工場等へ出荷され、町産材として付加価値を付けることができないこと。2番目に、町内に木材乾燥施設や木材加工機械がなく、現在のニーズに合わせた木材加工を行うことができないこと。3点目は、多賀町が木材の産地であったが、家具や木工品等の木製品の生産地ではなかったため、多賀町産木製品の販売力が乏しく、町産木材の利用拡大につながる情報発信ができていなかったこと。これらの問題を解決するために、川上から川下までの事業者がより強固な連携をし、幅広く柔軟な事業展開が可能な民間主導の組織が必要であり、そのために多賀町森林循環協同組合を設立した。この事業協同組合を核とした新たな地域再生計画を策定することによって、第2期目となる国の地方創生推進交付金の採択を受けられた。今回の事業で、原木の仕分、販売を行う原木流通工場の整備、太陽光を利用した木材乾燥庫の導入、事業者の要望に合わせた製材加工を行う製材加工施工施設の導入、販売促進のためのブランディングと販売戦略の検討、町産木材の需要拡大につながる新商品の開発、そしてそれらに関わる人材の育成を行います。川上から川下までの異業種間による事業協同組合は全国にはほかに例がないと聞いております。この事業協同組合を中心に、ほかの地域にはない多賀らしい森林資源の循環を目指してまいります」というような答弁があって、いろいろ今させていただいた中に、それにのっとった取組ができていかなどは思いましたけども、あれから2年少し経った現状で、今、町長が言われてたようなことが実現できていくのかどうか、その辺、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） それではお答えします。

神細工議員から私に初めて振っていただいたんではないかなと思っております。第2次地方創生計画の下に、3年間いろんな取組をしてまいりました。1つには、多賀土場の開設で木材に付加価値を付ける、先ほども今、課長が言うたように付加価値を高める

取組は1つできたかなと思ってます。もう1つ、太陽熱による乾燥、私これ手前みそですけど、やっぱり先見の明があったんではないかなと。これを電気とか燃料とか油とか使った乾燥施設をしてたら、結構莫大な大きな燃料代が、電気代が必要とされていたのではないかなと。太陽熱を利用して、ほとんどこういうふうな費用はかかりませんし、そしてまた初期の投資費用も多分1,000万円かからず700万円か800万円ぐらいの費用で建設できましたので、その点、コスト面で、維持管理の面で適切な乾燥の仕方を採用したのかなと思っています。これを、木材を出して、そして多賀土場で集積して、その中から多賀町で利用できる木材を製材所におろして、そして乾燥する。そこまでの仕組み、これから量の問題もありますけど、できたんですけど、これから製材加工して、そして販売する。川上から川中までの流通の仕組みはできたんですけど、川中から川下までどのように販売までを持っていくか、そしてそれこそ付加価値を付けた販売の取組、それが課題であるかなと思っています。それを今、協同組合にしっかりと頑張ってもらわなければならないと思いますので、それをしっかりと行政もサポートするという課長が言うてますので、しっかりとサポートしながら、やっぱり多賀町全体で組合とかも1つに団結して協力して取組を進めてまいりたい。そして、一番私が大事に思うてるんは、やっぱり健全な森林育成。今、3,000から4,000 m³出してもろてますけど、これが5,000、6,000 m³、やっぱり多いところは3万、5万 m³いうて出してますので、うちの多賀町ではそんなことはとても、こんだけ切ったらもう多賀町の木はなくなりますので、そんなことはできませんけど、3,000、4,000 m³がせめて5,000、6,000 m³ぐらいの量を出せるような健全な山の育成、そのことが災害から地域を守る、住民を守る一つの大きな取組になりますし、そのことも含めてしっかりと山を守る、そして山を生かしてそれが利益につながるような林業の仕事に生かせるということも含めて、しっかりとこれから取り組んでいかなければならないと思っています。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。多賀土場は着実に搬出量が増えてきていますし、それに対して輸送コストの削減等に貢献できていると思いますし、それが言われてるような健全な山を皆伐再造林というサイクルに生かしていけるかと私も思います。あと、乾燥機も大成功というようなあれがありましたけども、この間の意見交換会の中でも、乾燥機自体を販売するという事も考えているということでしたので、私もそれはいいことだなというふうに思っていました。一応、小規模ではありますが、乾燥設備ができて製品を作るところまではできたと。あとは販売をいかに結び付けていくかということだったと思います。これからも多賀町森林循環協同組合の収支というか、そういうものがはっきり分かるような形で毎年報告していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（松居亘君） 次に、3番、近藤勇議員の質問を許します。

3番、近藤勇議員。

〔3番議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） 3番、近藤でございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1点、私、危機管理体制ということで質問をさせていただきたいと思います。

近年、国・県はもとより、本町においても安全で安心な暮らしができるように取り組んでいただいております。しかしながら、近年の豪雨、豪雪、大規模地震等々の自然災害は頻繁に発生しております。本町では幸いにも大規模地震は発生していないものの、3年前には線状降水帯の長期停滞による豪雨、このときには町内でも多くの場所、道路が冠水し床下浸水の家屋被害もあったのは、いまだに記憶に新しいところでございます。

近年の自然災害はいつどこで発生しても不思議ではないと多くの方が思われ、ある意味当たり前になりつつありますが、安全・安心なまちづくりを担う行政では、自然災害だから仕方がないは到底説明できるものではありません。

町行政では鋭意努力をされているものと認識しておりますが、危機管理体制の確認と危惧する件があり、更に踏み込んだ対策ができないものか伺いたく質問します。

危惧する件とは、本町には22か所のため池、12か所の一級河川があります。豪雨により増水、溢水したとき、仮に大規模地震を想定し、堤体が損傷、崩壊したときには、人命、財産への被害は甚大なものとなります。

本町では、多賀町総合防災マップ、ため池ハザードマップが全戸に配布され、日頃から地域住民の方に危機管理意識を持っていただき災害時に備えていただく啓発は行われていますが、災害時の初動体制となる現地確認、一刻でも早い情報発信の体制ができないものかについて、次の点について伺います。

1点目、危機管理体制について。

2点目、初動の現地確認について。

3点目、ICTを活用した河川、ため池の監視について。

以上をお伺いいたします。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 近藤議員のご質問にお答えをいたします。

近年の気象や気候につきましては、過去にも答弁をしておりますとおり、時間50mmを超えようかという大量の雨が集中的に連続して降るという気象状況が各地で頻発をしております。台風におきましても、時期を選ばず不定期に来襲し、さらには大型化しているように思われます。議員おっしゃるように、一昨年には8月のお盆を直撃した豪雨による道路の冠水や床下浸水、また昨年の冬には、過去には例のない豪雪による家屋の被害が発生をしております。確かに、私たちには推し量れないところで地球環境に変化

が起きているのではないかと思わざるを得ない自然現象が見られ、また災害発生の可能性や危険性も増していると多くの方が感じておられることと思います。

その中で、1つ目のご質問の危機管理体制につきましては、さきに申した気象の変化に対して私たちも危機感を持ち、行政も危機感を持ち、新たな考え方、意識を持って対応を図っているところでございます。幸い、台風や雨、雪に関しましては、気象台の発表する予報の精度が上がっておりまして、警報発令の予想される時間や雨量、降雪量などの気象状況と気象台の対応方針、どのタイミングで警報を出すか等ですが、そのようなシナリオとして事前に彦根気象台が発表、またそれを入手することができます。その詳細情報を基に、更に空振りを恐れない、判断を1つ早くすると、また明るいうちの行動に心がけるといふ点を重視して、情報収集、警戒態勢、避難指示の発令等を行っております。

段階といたしましては、大雨等の気象警報の発令に合わせて、総務課および地域整備課の担当職員が警戒体制に入り役場に詰めます。そこから情報を収集、これはインターネットを介した雨量であるとか積雪量、あるいは河川水位などを注視しながら次の行動計画を立ててまいります。ここで重視しておりますのが、先ほど申しました3つの点でございます。

気象状況の悪化により災害発生が予想される場合は、管理職を主体とし、副町長を本部長、消防団長を副本部長とした災害警戒本部体制を敷き、パトロールや災害発生に備えた資材の準備を行います。この段階で各区長にも役場の体制、今後の対応予定、巡視のお願いをいたします。時間的に余裕がない、例えば避難指示が夜になってしまう可能性が高いというような場合は、早々に割当てのある、ほぼ全職員でございますが、を招集して、町長を本部長とする災害対策本部体制を敷き、拠点避難所の開設を行うとともに、速やかに各区長に報告し、公民館等については一時避難所として開設を依頼いたします。同時に、有線放送、ファックス、メール配信により、気象情報の警戒の呼びかけ、職員による調査、あるいは土嚢を造り、また風雨で身動きが取れなくなる前に、また先ほど申しましたように暗くなる前に避難指示の発令などの対応を、本部長を中心といたしましてほぼ同時に処理をしていくというようなこととなります。

風雨が収まった後には、甚大な被害が出た場合には災害対策本部で調査を行い、また幸いにして被害が軽微と予想される場合は災害対策本部を解き、各担当課にて各施設の調査を行うこととなります。

以上が台風や大雨などの体制でございますが、地震におきましては発生の予見ができないことから、発生後の対応となってまいります。震度4で必要に応じて、総務課、地域整備課による町内パトロールを実施し、異変の確認を行い、震度5弱以上で自動的に災害対策本部を敷き、職員は自動的に参集するということとなります。台風などの風水害については体制が確立できつつありますが、地震につきましては職員そのものの被災状況もあり、体制を整えるために時間を要する可能性が高く、地域の方々だけの連携、

役場と地域との連携、警察あるいは消防、自衛隊等との連携が不可欠となり、日頃よりの訓練が重要であると考えております。

2つ目のご質問の現地確認につきましては、今ほど申しましたように、各段階でパトロールを実施し、先ほども申しましたようにインターネットを介した雨量、積雪量、河川水位などの推移を注視しながら、併せて区長を中心とした自治会からの情報も頂きながら、現地で起こっている状況の把握に努めております。

ため池に関しましては、町管理のため池につきましては、雨が降る前に事前放流するなどの対応をして減災に努めていますが、ため池の管理は原則所有者等の管理であることから、町として監視はできていないのが現状でございます。

しかしながら、法律により町にもため池の適正管理に対する施策を講じるよう求められているために、毎年、年度当初にため池緊急時の連絡体制を明確にするとともに、町から管理者に対しましてため池管理マニュアルを送付し、注意を促しております。

引き続き管理者と連携し、適正なため池の管理に努めてまいります。

3つ目のICTを活用した監視につきましては、先ほどから述べておりますとおり、河川については県の水位計がインターネットを介してリアルタイムで確認できますので、それを活用しておりますし、雨量につきましては、多賀町内で4か所、これは雪の量であるとか温度と併せてですが確認をしていきますので、それをを用いております。

また、地域のため池につきましては、ため池管理者ならびに地元の自警団などを中心としたパトロールによる目視を主体として監視を頂いており、現在、町として個々のため池にICTなどを活用した水位監視計を設置する計画は持っていないというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。このように取り組んでいただいているという流れは理解をできました。しかし、国あるいは県ともにですが、職員の数等々も違いますので、危機管理室とか危機管理センターとか、隣の彦根市に行ってもあります。その中で、総務課あるいは地域整備課の職員が動いていただいとるのは理解をしておりますが、本当に先ほど申しましたように、近年どのような豪雨が起こってくるかわからない、どのような豪雪があるかわからない。あるいは、またつい最近の新聞に南海トラフ地震の避難基準、臨時情報として備えてとあるので新聞にちょっと載っておりましたけれども、これで滋賀県を見ますと55%が知らなかったというような記事が載っておりました。この多賀町は穏便な町ですので、何も起こっていない、今までから地震、台風、雪はありましたけれども、そのような大きな被害がなかったということで安心して過ごさせていただいているのかなというふうに思っておりますが、どのようなことが起こるか分からないという状態の中で、先ほども申しましたように、多賀には22か所のため池、あるいは12の一級河川、その河川でいいますと、大きな川は芹川、犬

上川、太田川というような川があると思っております。ため池といいましても、ダムも含まますので犬上ダムも入るのかな、芹川ダムということで、芹川のダムの堤体は先般直していただいたということで少し安心はしておりますけれども、あの直していただいたところにもICTを使った自分のスマホ、あるいは職場のパソコンに情報が飛んでくるというシステムを取り入れられているということも聞いております。

そのような中で、もう3つの質問一緒くたになりますけれども、ご勘弁いただきたいんですけれども、危機の管理体制で初期は役場の、あるいは各区で巡視等のお願いをするということをお聞かせいただきました。初動の現地確認もしかりでございます。そして3つ目のICTを活用した河川、ため池の監視は、何か所か県、あるいは気象台のデータがインターネットで拾えるということで、それによって動いているということでございますけれども、それで本当にいいのかなということで、1点だけちょっと例を入れてお話をさせていただきたいんですけれども、私が区の役員をしておりまして、たしか平成19年頃やったと思うんですけれども、そのときの警戒が出ましたので、各区で区長以下、協議員が全て集まって、私どものところでは芹川ダムがまだそのとき危なかったもので、芹川ダムと四手川、あるいは芹川を巡視するというのが私どもの区の仕事でございました。夜に行ったんですけれども、芹川を何とかあの大きな橋を渡って何とか四手川のところまでたどり着いて、そして今の地域整備課長のご自宅の横の管理用道路を上へ上がっていったときに、あそこで本当に今思い出してもぞっとする事態が起きました。私どもが渡ったすぐ瞬間に、管理用道路の下に水抜きといいますか、アウトバーンというのかな、あれがあったんですけれども、そのコンクリートの塊がいとも簡単に流れました。後ろのここで、ガンガラガン、ゴンゴンという音がして、私どもそのとき4、5人があそこへ懐中電灯を持って行ってたんですけれども、まあみんなあそこで止まってしまって身動きができませんでした。そのような状態を私は体験いたしました。そして、その四手川の管理用道路が流れ、そしてその横にあった今の都市公園の造成を進めていただいているあの場所の田んぼが半分流れました。ほんまにコンマ何秒の世界であったと、私は今でも思っております。ほんで、このような質問もしなくて済んだら、あのときに琵琶湖か大阪湾へ行ったらこんな質問もさせてもらえんし、今の私の立場もありません。そやけれど、そのような体験をさせていただいたということの中で、危機管理に本当に町民、あるいは町の職員、全ての方が関わっていただかなければ進んでいかなというのは分かりますけれども、そういうことを少しでも未然に防ぐために、そのICTを使った何らかの形の体制が取れないか。初期の体制が取れば、もうここまで来たら危ないぞ、あそこへは行くなよという情報も流れる、あるいはため池についても、もうここまで来たら危ない、何とかしようやないかということが体制として取れるのと違うかなという気持ちの中で、本日の質問はさせていただいてます。

なぜそれを言うかということ、町民、あるいは役場の職員、しかりでございます。本当に財産も命も同じです。日本国民皆一緒、世界の外国の人も皆一緒という、私はそうい

う気持ちであります。ですから、本当に町の職員が率先して行っていただいているのはもう本当にありがたいことなんですけれども、それより前に何か行くまでにも、ここはちょっと危ないさかい気つけて行けよというような注意信号が出せるような取組ができないのかなと。本当に私くどうですけれども、住民も職員も命は同じです。ですから、そういう危険場所の把握のために、くどうですけれども先ほどもため池ではそんなもん付けませんという話がいつも簡単にありましたけれども、本当に一生懸命考えてほしい。どこかの経費をやり繰りしてでも何とかして、みんなの命を守るんやということで今取り組んでいただいているのは十分理解しておりますけれども、それをより一層強固に進めていただけるとありがたいなということで、再度答弁の方をお願いいたします。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えをいたします。

今、議員がおっしゃるように、災害時といいますか、大雨が降ってるとか、特に台風が来るとかいうときに、それぞれの集落にもいろいろとお願いをしておりますが、やっぱりそのときにいろいろお声を頂くのは、情報がうまく伝わらないということかと思えます。当然、それでいららされるというようなお声もよく聞かせていただくところでございます。過去から、議員の方からもいろいろ質問いただいております防災無線です。それは、単に避難指示、避難命令、そういうなんを出すためものではなくて、やっぱりいろいろなそういう今議員がおっしゃってくれやったような情報、それぞれの河川の水位であるとか、現在ここでどれぐらいの雨量があるとか、そういうような情報がまさにICTを活用してリアルタイムで、私どもにも来るけれども住民にも自動的に送られるというようなシステムが、今このスマホの世界であればできるんじゃないかなというように考えております。ですので、今回の質問でも頂いておりますが、防災無線の在り方というのは、そういう視点も含めて今後きっちりと考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。県の中のシステムの中には、それぞれの河川をカメラで映しておるページもございます。そういうやつが自動的に流れていくであるとか、町が持っている雨量のそれぞれ個別、大君ヶ畑と仏ヶ後と大岡と水谷ですか、それぞれ雨量計が付いておりますので、その個別の雨量が分かるということは、またそれは住民にとってもメリットになるかと思っておりますので、そういう視点も考えて、今後どのように整備していくのがいいのかというのを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。今、雨量であれば大君ヶ畑、仏ヶ後、水谷、大岡の情報がリアルタイムで入ってくるというお話を頂きました。山の方で降った雨が、当然、川へ流れてくるということでございますので、その雨量は把握できるのかなと、増水の量も把握できるのかなというふうに思いますので、先ほど言いましたように、大

変大きな芹川、犬上川という部門が監視下に入ったある、それをより精度を上げていただいてということをお願いをしたいというのが、私のこの質問でございます。

それで、ため池の方で1点、さっき私、いとも簡単に、はい付けませんという話やったと、個人の部分やというお話でございましたけれども、1点はため池の、先ほど課長もお話がありましたように、適正管理に関する部分は法律により施工しなければならないというのか、そのようなことに定められた、個人の部分であっても公的な部分であっても関係ないということでもありますけれども、私どもがどこかにため池があったら、それが個人のものなのかあるいは公的なものなのかというのは区分けがつかへんと思うんです。以前にも、これため池の22か所あるやつで、令和元年9月の議会の資料と書いてます。ため池関連事業状況一覧ということで頂いてるんですけども、ここにハザードマップに載っている耐震調査が済んだ、あるいは予定は、ハザードマップはこれから、耐震調査もこれからということで、22のため池が書いてあるんですけども、これは全て公的なやつですね。もう一度これ教えていただけますか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） お答えさせていただきます。

今現在、22と18の重点ため池がございます。これは令和元年7月に池の適正管理ということで決まったものでございまして、22と18の重点ため池があるということでございます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 今、22と18という話を聞かせてもろたん違うて、個人の分はこの22の中には入ってないんですね。私、この22だけでちょっと教えていただきたいんです。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 重点ため池の部分で、うちの管理ですと、1池、奥谷田池、通称高宮池が該当してきます。そのほかですと、字管理であったり、あと個人で管理されているため池もございます。ほとんどのため池が集落管理となっており、個人では1つか2つだったというふうに記憶はしておりますけども、現在そういうような状況でございます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 私ちょっと理解が乏しいさかいにできんですけど、この22は字も含めて公的な部分やと、町の管理も含めてという解釈でいいんですね。この中に、何やら、どこの池やら分からんのやけども、例えば大門池、木曾池、多賀、土田、四手池、守野、芹川堰堤、佃池かな、ずっと22上がったあるんですけども、先ほど総務課長がおっしゃってた、この中には個人あるいは集落のものも入ったあるという解釈をさせてもろて、私の質問を続けさせてもらいます。

この中に、今、個人であれ、町であれ、集落であれ、全て増水の可能性がある、水を

抜いてくれよという話をしておられる。あるいは、その池の下におられる方については、ここが水があふれる可能性があるさかいに避難してもらわねえらん可能性がりますよということで周知していただいている。その部分について、例えばため池にでもそういう部門ができひんかなということで、私どこの業者と言いませんけども、ある業者が岐阜県の方で土地改良の事業団体のところにICT、あるいは岐阜市で防災対策の取組についてということで活用してやっておられたというのをちょっと見たもんですから、そこの中でお聞かせいただきたいのは、岐阜市で防災対策では雨水排水機場の部分、そこら辺に設置したあると。そして、あるいは岐阜の土地改良の方では、集落排水施設とか農道橋の監視とか、分水ゲートの監視制御とか、そのような形で小さなものを付けて監視している。あるいは、ため池の適正な管理ということで、ため池のその堰堤の斜め、内側というのかな、そこにポールを立てて、ここまで来たら危ないでというような部分、データを飛ばすとかいう部門のシステムを聞いたもんですから、金はいくらかかるか分かりません。そのようなものがあるということで、例えばそういうものを採用していただいたら、ある程度その初期に22か所もあるため池を回らんでも、あるいは12もある川を回らんでも、何とかここはこうやな、ああやなというのが見えるん違うかなということで、見える化をしていただきたいというのが私の本当のお願いなんです。ですから、その辺のことが検討していただけるのかしていただけないのか分かりませんが、その辺をもう一度、くどいようですけどもお願いいたします。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） ご質問を頂いてから産業環境課の方にもそういうようなシステムに対する補助事業等はないのかというのは確認等はしておるんですけども、当然、重要なこととございますし、効果も高いものであると思っておりますし、我々職員に対しても労力の軽減といたしますか、そういうことも図れるかと思っておりますので、いろいろとお金も含めて検討を当然していかんので、その辺も含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。私くどいようで、自分の体験を入れて、本当にいてへんかったらこんなうるさい質問せずに済んだあるんですけども、やはり先ほど申しましたように、全町民のこと、あるいは職員の命、本当に尊重しなければならない大切なものやというその辺のところから力を入れて、くどいような質問を何度となくさせていただきましたが、本当に金のかかる部分で大変な部分は理解をしております。その辺、あるいは効果等々もまた調べていただいて、今後の防災体制に寄与していただければありがたいなということで、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で11時5分といたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時03分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、川添武史議員の質問を許します。

9番、川添武史議員。

[9番議員 川添武史君 登壇]

○9番(川添武史君) 議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

質問をする前に、一言御礼を申し上げたいと思います。多賀福祉会館裏、都計道路の横断歩道、これは多賀の小学校の子どもの6割から7割近い子どもが横断すると思うんです。先週末、急にガードレールを設置していただきました。子どもたちの通学の安全で安心な場所ができたというように感謝をしています。どうも土木関係やなしに、教育委員会関係の仕事やなというような感じを受けました。小中には国スポ、小スポの名板が貼っていました。どうもその辺から持ってきて置いたんかなというような感じを受けました。もう一言お願いをして、北側もやっていただけたらより万全になると思います。再度ご要望をしていただきたいと思います。

新たな補聴器の購入費補助金についてを質問いたします。

私は今定例会において、補正予算、また新年度予算とともに予算の委員長として職務があります。委員長の職務を優先したいと思いますので、ここで新年度予算について、まずお聞きをしたいと思います。

3月議会の議案第23号補正予算(第9号)では、4年度の総額は63億8,626万円、当初予算が57億5,000万円、6億3,600万円の増額予算であります。5年度予算は49億7,200万円で、14億1,400万円と大幅な減額予算であります。国・県とも増額予算であるが、町民の安全で安心な生活が担保されるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。先ほど近藤議員が言われてました防災・減災もそうです。国は防災・減災対策債を取っておられる、時限立法やと思うんですが、これいつまで続くのか、その辺もお聞きしたいと思います。

また、9月定例会、請願第5号で高齢者の補聴器購入町補助制度を求める請願を、議会は9月14日総務常任委員会、9月30日最終日において全員賛成で採決をし、国に対しての意見書を提出しました。

私は、12月定例会において、9月決算および新年度予算対応について一般質問いたしました。この請願により、高齢者福祉として福祉保健課が対応するのか、福祉医療事業として税務住民課が予算要求をされるのかを注視しておりました。

令和5年度の予算概要9ページ、民生費障害福祉費で多賀町補聴器購入費補助金を創設し、聴力機能の低下がある方に対して補聴器購入費用の一部を補助し、生活支援および社会参加の促進を図ることを目的としていますというように書いてます。

しかし、予算要求シート58ページを見ますと、25万円という少ない予算要求額がありました。このような額では補助を必要としている人をカバーできるのか、できる金額とは到底考えられません。その積算根拠と、創設後にどのような補助を行っていくのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 川添議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

令和5年度予算につきましては、開会日におきまして提案説明で申しましたように、（仮称）多賀結いの森公園の建設事業費の皆減や、久徳うぐいすこども園の整備事業費の縮減により、当初予算ベースで7億7,800万円、率にして13.5%の大きな減額となっております。しかしながら、当初予算額では、令和4年度に続く過去2番目の規模の予算でございます。長期化するコロナ禍で住民生活の根底を支え、少子化対策や将来を見据えての投資的経費など、緊急性、重要性などを基本に、町民負託に応えられるよう、広く予算の配分を行っております。一方、令和4年度におきましては、今議会でも提出をさせていただいております一般会計補正予算後の総額は63億8,600万円と過去最大の規模となっておりますが、これらは前述しました事業のほか、ワクチン接種を含むコロナ関連の経費、ウイルス対策など、国の給付金事業といった、コロナという特殊な社会情勢と町の大型事業が重なったことにより予算が大きく増大したものであり、特殊な社会が少しずつ平生に戻りつつある令和5年度予算につきましても、町民の安心・安全な生活が維持できるよう予算措置ができたものと考えております。

次に、ご質問いただきました多賀町補聴器購入費補助金についてお答えをいたします。

本事業は、高齢者の補聴器購入町補助制度を求める請願が昨年9月議会で採択されましたことを受け、令和5年度から補助制度を創設し予算化いたしました。事業内容につきましては、補助対象者は医師の診断や補聴器専門店、認定補聴器専門店での測定を受けた方で必要と認められる人、かつ町民税非課税の方とし、補助金は補聴器の購入費の2分の1とし、限度額を2万5,000円とする予定でございます。事業費につきましては、申請見込数を10人として、当初予算額25万円を計上しておりますが、見込数につきましては、対象者の把握や意向調査を実施しておりませんので、制度創設のための予算額をご理解を頂きたいと思っております。町民の皆さんには、令和5年度新規事業として広報で周知させていただく予定でございます。

なお、1点の防災・減災の事業でございますけれども、この後、川岸議員にもご質問いただいております。令和7年度の時限措置であります。更に延長になる可能性もございますので、その辺の情報については努めていく所存でございます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） まず、補聴器事業に関しまして質問します。今年も先ほどの話にもありましたとおり、大雪で零下のために水道が破裂したという例がたくさん出ました。

これも次のときに質問したいと思うんですが、修理に行っても、年寄りの家族だけの家では、テレビの音が聞こえてるんやけど人が出てこない、そういう家がたくさんありました。僕のところでも10件中2件がありました。家には電話がかかってくる、行っても出てこられない、そういうような家族もありました。これは全体のコミュニティができてないということもあると思いますし、そういう人はだんだんと多賀町でも今、高齢化率が33%を超えているというようなことなので、何で26万円ぐらいの予算でできるんやと。当然、先ほど非課税世帯で限度額2万5,000円と聞きました。先日、多賀の福祉会館で、これは日本補聴器センター、ここが毎月かどうか分からないんですが、多賀の福祉会館で補聴器の宣伝というか、補修とか新しい商品の話をされてると思うんですが、大体、今勧めてるのは片耳20万円、健常者と同じような精度にするには両耳要ると、40万円というようなことを言われてました。これが通常勧めてる、大半がお年寄りのことで、予算上そこまではないだろうというようなことであります。それだけの金額がかかるんですから、もう少し、当然、先ほど副町長が言われたとおり、この議会が次の広報でこの辺を周知したいということですので、しっかりとその辺はやっていただきたい。これも条例が必要やと思うんですが、その辺はそのときには広報を出されるんか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 1点だけ再度申し上げますけれども、非課税世帯でなしに、本人非課税、だから息子さんやら一緒に暮らしてても、本人が非課税であれば対象になっていくということをご確認いただきたいと思います。

確かに、補聴器につきましては、高齢になりますと耳鳴りやら、ある一定の音域で聞こえなくなるというのは、やはり加齢という部分もございます。だから、補聴器に頼られるというのも理解するところもございます。補聴器につきましては、それこそ5、6万円で購入するものもあれば、今ほどおっしゃいました20万円、30万円、もう少し高額な補聴器もいっぱいあるようもございますけれども、なかなか本人に合うと思ってもなじめないとか、他の音を拾ってかえって耳障りにそんなことも現象も起こるということで、せっかく高額なものも買って、しばらくしてもう引き出しにしまっておくというような事例も、川添議員もお聞きしておられるかと思えます。そういうところもあって、補助金につきましては、5万円の半分の2万5,000円、これもあくまでも税金投入でございますので、やはり確実なもの、そしてそれを有効活用していただけるものというふうに私ども思っておりますので、補助金額につきましてはそういうことで設定をいたしました。この交付につきましては補助金要綱を作成してまいりますので、それに基づいて適正に補助金申請、また交付という形でありすけれども、高齢者の方ですので、できるだけそういう手続はシンプルな方がいいと思いますので、その辺も併せて考えてまいりたいと思っております。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） この間も福祉会館に行ってきました。結構、お年寄りの方が来られて、そのときにも多賀もこういうようなことができるんですかというようなこともお聞きしました。できるだけシンプルで、それとやっぱり広報だけではなかなか周知が難しいんでないかなというように思ってます。我々も議会広報も出しますが、やっぱり100%読んでもらってるというような人は3割ぐらいしかおられないのかなというようなデータも残ってます。しっかりと、特に高齢者世帯であれば、なかなかそういうなんも読むこともないと思いますが、その辺の周知はしっかりとしていただきたいと思えます。それと先ほど、ここには一般質問には載ってないんですが、災害対策、これはずっと我々が、議会としても徳島県も行きました。いろんなところで勉強もしてきました。ええ加減に、やらなければならない事業やと思うてます。彦根市、防災無線、毎年やっています。どの辺で連携してやるのか、再度お聞きしたい。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） この質問につきましては、過去いろいろとご質問も頂いております。そのときには、今、大型事業が進んでおります。まだスマートインターも上り線につきましては継続する、また都市公園の方も今進めていると。認定こども園につきましては、令和5年度まだ解体等、園庭の整備が残っておりますし、これら一定の整備が終了すれば、次の大型事業についてはこうした防災行政無線に入っていくのかなという認識はいたしております。これに当たっては後ほどまた川岸議員の方でお答えすると言いますと、また川添議員には失礼に当たりますので、今、そういう事業の流れがございまして、そこは財源とともに検討してしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 防災の件に関しては川岸議員とお互いに話をして、あとは川岸議員にお願いをしたいと思っております。

2番目の問題に移りたいと思えます。上水道の異常寒波による対応と施設の更新についてをお尋ねいたします。

1月25日の異常寒波による上水道の対応についてお聞きします。

26日昼前から急に暖くなり、各地から凍結による水道管の漏水修理の依頼が始まりました。当初はいつも取引のある家庭からでしたが、27日になって初めての家庭からの修理も殺到してきました。今回の異常寒波で漏水修理をされた戸数はどのくらい把握されておられるのかお聞きしたいです。

また、28日には断水のおそれが出てきたとして、全戸に節水を呼びかけられました。幸いにも断水という最悪の事態は回避されましたが、何が原因であったのか。また、緊急時の対応体制が整備されているのか、またそれに基づいた体制が取られたのかお聞きをします。

私も長らく水道事業と関わってきていますが、過去にも積雪による南後谷の浄水場の濁水、水谷加圧所への水量減による上・下水谷地区の上流部での断水がありました。ほ

かにも、工事中の事故により大谷配水池が汚濁され、多賀地区の広範囲に影響を及ぼしたこともあります。

また、多賀町の上水道施設は老朽化が進んでおり、町民の皆さんに水を送れなくなる大きな施設の事故が発生しないとも限りません。川相の水源地から大谷配水池、また梨ノ木の配水池の送水管の管径は多賀では一番大きく、敷設されてから長年経過をしています。今後どのように更新していくのか、また新しく土田の水源地をどのようにして使っていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 川添議員の上水道の異常寒波による対応と施設の更新についてのご質問にお答えいたします前に、今回の水道管の凍結によるトラブルにおきましては、町民の皆様大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことに対しおわび申し上げますとともに、節水や漏水の確認のお願いに対し、区長をはじめ各世帯におかれましてもご協力を頂き、おかげさまで断水の危機を回避できましたことに対し、心よりお礼申し上げます。

それでは最初に、水道管凍結による漏水修理をされた戸数についてですが、町内の漏水修理を主に携わっておられます水道工事店5社に対し、2月1日時点の状況を聞き取りさせていただきました結果、合計で123件の修理依頼を受けていただいております。その全ての箇所につきまして、応急処置を含めた止水措置はできているとの回答を得ました。ただし、町外の水道工事店に依頼されたケースも考えられますので、実態としましては全て把握しきれておりませんが、週明け1月30日の早朝には、配水流量が平常時の水準まで回復いたしましたので、通常の稼働状態に戻すことができました。

続きまして、今回のトラブルの原因についてでございますが、滋賀県では24日頃から10年に1度の寒波に覆われるとの報道がされ、水道管の凍結防止のために少量の通水状態を維持される世帯が多くなり、一時的に配水流量が多くなっているものと当初は推測しておりましたが、徐々に水量を回復するまでに時間がかかる配水池が見られるようになり、漏水の可能性があるかと判断し調査を行うとともに、各ご家庭に対し、有線放送やメールによる節水のお願いと水道メーターの流入状態を確認いただき、漏水の傾向が見られた場合には直ちに止水栓を止めていただくようお願いをいたしました。

結果的には、本管の漏水箇所は発見されなかったものの、宅地内の給水管が凍結により破裂している箇所が多数発見され、その対策とともに状態は改善をいたしましたので、トラブルの原因としましては凍結による給水管の漏水が多数あったものと考えております。

また、緊急時対応の体制についてでございますが、地震や風水害に伴う場合は災害対応の体制の中に入りますが、今回のような水道施設等のトラブルが発生した場合には、基本的には地域整備課で対応いたしますし、状況によっては各課の職員への協力依頼や、

滋賀県水道協会への応援要請を行うことによりまして、各水道事業体に手配していただくこととなっております。今回につきましては、地域整備課員に加えまして、水道の経験を持つ地域整備課以外の課の職員と水道検針員の皆さんにもご協力いただき対応をいたしました。

最後に、川相配水池から大谷配水池までの送水管についてでございますが、ご指摘いただきましたとおり、この間の送水管は管径も大きく延長も約5kmであり大変重要な管路となっておりますので、この区間に大きなトラブルが発生した場合には深刻な状況になってまいります。しかし、この管路を更新するには莫大な事業費が必要となる上に、安定した給水経路を確保するためには、川相浄水場から川相配水池に至る経路の施設および管路の更新についても完了させる必要がありますので、今後の整備方針といたしましては、大谷配水池への水道水供給につきましては敏満寺浄水場のみで対応できるよう、施設更新とともに浄水能力の増強を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） これは3月3日の委員会でも御礼を言いました。本当に苦労されたというふうに思っています。私も土曜日に、どのような状態やというのを確認に行きました。僕は最初、一般家庭の漏水だけではそこまで減らないだろう、もっとほかに原因があるんじゃないか。一般家庭の漏水だけでしたら、今の送水管300ぐらいでしたかね、それで十分。それが十分でないということになれば、梨ノ木にもっと大きなタンクをする必要があったんかというような感じもしました。当然、送水管をしっかりやらなきゃならない。先ほども言いましたけど、多賀では何年か前にも名神高速道路の給水タンクが汚濁され、これは大谷の配水池が汚濁されて名神まで波及した。多賀サービスエリアを2日間休んでいただきました。あの当時は、道路公団だったのかな。最初は補償をという話を聞いておりました。道路公団であったので、その辺は示談で済んだというように思います。今、サービスエリアは民間事業、NEXCOです。そのような状態になった場合、大変な損害賠償が来るんじゃないかなと。私は、一刻も早く何回も、土田の新水源からどのようにするんか。敏満寺の水源では、ずっと私が言うてるとおり、川の右岸では水は出ません、左岸やで出る。甲良町は、まず犬上川が出て、猿木の反対側でよう出ます。左岸やで、それだけ出るんです。多賀町も今やってる中川原、土田の水源、硬度は高いか分かりませんが、十分にできると思うんです。その辺を、今年も約1億円でしたかね、補修工事を見ておられると思うんですが、その辺はどこをやられるのか。私は総務委員会ですので、その辺は産業建設委員長の方で審査されると思います。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

今年度、水道事業の中で老朽管の更新事業につきましては、檜崎で継続的にやってお

ります集落内の本管の更新事業が残っておりまして、令和5年度も引き続きさせていただくというものと、あとNEXCOの関係で今、多賀橋の工事をされておりますが、その関係で、補償工事でありまして布設替えがございます。その工事があります。あとは、水道管の敷設が終わっている箇所舗装の本復旧をさせていただく予定となっております。以上が今年度の事業関係でございます。

今ほど申されました土田の水源につきましては、今年度、令和4年度の途中に、これまで使っておりました中川原のハートフルの横の深井戸がポンプが故障いたしまして、今現在は土田の水源を切り替えて使わせていただいております。将来的には中川原の水源、深井戸も今、単独のポンプですが、こちらも複数の2基による交互運転、土田はもう既に2基の交互運転をしておりますので、両方から水を供給しまして、今の敏満寺の能力では増強する必要があつて、両方からの井戸の水は処理できる量ではありませんので、浄水場についても増強する必要がございます。最終的には今の川相の水も大谷の方には送らずに済むようにしたいと思っておりますので、それも見越しますと、硬度が約140から150の硬度になっております。保健所の基準には問題ないわけですけど、多賀町では今一番高いところで100を切る状態ですので、そのような形になるように、また硬度処理も必要になってくるかなと思つてますと、敏満寺の浄水場をまず改修の必要があります。それとともに、水源の切替え等も考えていかなあかんのかなと思つてます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 先ほども言うてるとおり、本当にいざそうなったらば高速道路は大変な、今も相当な量をサービスエリアに送っておられると思つてますが、その辺をしっかりと、やっぱりすぐ大きな金額が要るんですから、順番にやっていくというのが必要やと思つてます。一発に5kmやるといふようなこともできません。当然、土田の水源、これを敏満寺の水源まで持って行くといふのも、近江鉄道の下をくぐらなければならないといふような大きなネックがありますが、令和6年度になれば近江鉄道が上下分離になって、施設は町の財産になるんか、なれば当然、近江鉄道に納めなくてもいいんで安くできるか分かりませんが、それも少しずつでもやっていくというのが必要やと思つてます。その辺をなぜやらないのか。今年の予算でも十分それを少しでもやっていくというのが重要やと思つてますよ。その辺はどのように思われますか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まさしく議員おっしゃるとおりで、非常に施設の整理といふのは必要になってきてます。多賀町は今まで水が豊富なような町に見えがちですが、水道としましては非常に水源が潤沢ではありません。この関係で、川相の水が平地の方まで引かれてたりといふ、非常に昔の先輩方が苦勞されて今の状態が築かれていると思つてますけども、やはり1つの水源に対して1つの浄水場1つの配水池といふ基本的なスタイルに、できれば早く切り替えていきたい。これはやはり水源の事故が起きたときにも、関連していると、先

ほども言われたように今までの経緯から言うて広範囲に被害が及ぶということ、こういうリスクがあります。関連して水が通っていると、水の融通が利くのがメリットなんですけども、やはりリスクの面から言うと非常に危険なことかなと思ってますので、できるだけ大滝の水は大滝で使っていただく、平地の水で平地を供給するという形をつくりたいと思っています。

今までは配水管が非常に老朽化がひどくて、年間に漏水箇所が何回も出まして、職員の方も対応に追われてました。石綿管と言われる古い管も結構残っている箇所があったんですが、ほぼほぼもう石綿管については、私の知る限りでは残っておりません。川添議員はもしかしたらご存じのところがあるかもわかりませんが、私の知ってる限りではもうほぼないと思っております。ただ、そこまで何とかやってこれた状態でございまして、施設の方にまで手が回ってなかったというのは現状でございます。今後はやはり施設の整備を考えていかないとやはり無理かなということは思いますし、なかなか末端の管まで完璧に例えば耐震化を図るというのは相当な金額が必要になってきます。基本はやはり水源から配水池までを強固に守るということで、万が一地震が起きて断水になっても、配水池まで行けば水が供給できるということを確認する必要があるかなと。そうすることで給水車等の応援があっても、そこで水を供給して皆さんに配ることができるということで、そこまでは絶対に守りたいなと思ってますので、施設整備としてはそこを重点に考えていきたいと思ってます。以上です。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） しっかりと施設の更新、下水道を一緒にやられたと思いますが、下水道のポンプは定期的に何年かで替えられてると思います。水道の揚水ポンプ、これも清水といえどもやはり傷む率はあまり変わりません。やはり定期的に取り替えるという予算立てをしていかなければ、事故が起こるということがあります。取りあえず中川原でポンプが上がらない、今年も彦根市でポンプが故障して、ブリヂストンが水が出ないというような話もあったらしいですけど、そういう事故が起こらないように、そういう徹底した施設の管理をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○8番（富永勉君） 川添議員、1つ目の質問で、彦根市は金がない言うたやん。それは確かにないねんけど、ちょっとそれはまずいで。彦根市で勤める人が聞かはったら気悪うしはるで。訂正した方がええん違うか。

○9番（川添武史君） その辺ちょっと削っていただきます。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で午後1時といたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後 0時56分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、川岸真喜議員の質問を許します。

5番、川岸真喜議員。

〔5番議員 川岸真喜君 登壇〕

○5番（川岸真喜君） 質問に入る前に文字の訂正をお願いしたいので、1番の防災無線の整備の中の3行目の終わりの方の、「減債」の「債」の字が災害の「災」でお願いしたいのと、同じ文字を7行目の終わりの方に「減債」を「災」の字でお願いしたいと思います。

それでは、議長の許可を頂きましたので、私は本定例会におきまして5点について質問させていただきます。

まず1つ目は、防災無線の整備についてであります。

政府は防衛力強化のための防衛予算を向こう5年間で1.5倍にすることを閣議決定しました。財務大臣は答弁の中で、今年度分の防衛費に関しても、かき集めるという表現を使っています。財務省のホームページの税制大綱を見ましても、この防衛費の財源として東日本大震災の復興に充てる復興税の税率を下げた防災・減災への財政の手当を減少させる措置を取っています。

これにつきまして、本町の防災無線の整備について、以下2点について質問をさせていただきます。

防災無線の整備の財源と時期について伺います。防災の基金はなく、他の積立を活用するのか。緊急防災・減災事業債を活用できるのかという点について伺います。この事業債は利用につきまして1度延長され、令和7年度までと言われています。これについてお聞きします。

2つ目は、屋外スピーカーについて伺います。停電時、NTTの電話機は機能せず、有線放送の通話やスピーカーは、基地局の蓄電で数時間しか持ちません。携帯電話の中継基地も小型なものであれば蓄電時間が短く圏外となります。昨年の雪害時に、倒木が原因で大滝地区の複数の集落が全域停電、ブラックアウトとなりました。携帯も圏外になったとお聞きしておりまして、それを考えますと、電源あつてのデジタル化であるというふうに思います。スマートフォンに頼る防災体制よりも、蓄電機能が付いた屋外スピーカーの方が有効ではないかと思ひまして質問をさせていただきます。この屋外スピーカーの有効性について、それをどう認識されているか伺いたいと思います。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 川岸議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

災害情報伝達手段につきましては、多賀町として整備の必要性が高く、議会におかれましても視察研修に行かれるなど、行政とともに広く研鑽をされてきたものと承知をしております。また、その整備時期につきましても、一般質問、更に今日のご質問を頂いておりますが、現在の大型事業の次の事業として考えている旨の回答をしてきておりま

す。

1つ目のご質問の財源と時期につきましては、従来と大きな変更はございません。財源につきましては、緊急防災・減災事業債を想定しておりますが、そのほか広くまた財源を求めてまいりたいと考えております。緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置であります。先日もNHKで南海トラフ地震をやっておられました。ご覧になられた議員の方もいるかと思えますけれども、あの震災が起こりうる可能性が非常に高くなってきているということで、こうした災害に備えるための緊急防災・減災事業債が令和7年度で打切りということは非常に考えづらいということも認識しておりますので、さらなる延長の可能性もあるかなど。情報収集に努めてまいりたいと思っております。また、ご質問の基金につきましては、新たな基金の設置は考えておりませんが、久徳うぐいすこども園の整備のために財政調整基金への積み増しを行ってきたという経緯もございますので、そうした活用の方法もございますということでございます。

2つ目の屋外スピーカーについてですが、多賀町における防災無線の在り方を検討するに当たり、いろいろな手法があることは議員もご承知のことだと思っております。防災無線は情報を届けるための電波の種類、その電波から音声や文字に変換する手法、これら2つを組み合わせると多賀町に最も適した手法を選定することがいいのではないのかなど。いずれも電気があって機能するシステムと言えます。

現在、多賀町としてどのシステムを採用するのか決定はしておりませんが、大きな費用をかけて整備するシステムでございます。単に災害時だけに使用するものでいいのか、町民の皆さんが慣れ親しみやすい方法は何か、維持管理は容易なのかなどの観点から検討をしてまいりたいと思っております。

また、先ほど近藤議員から、ため池の防災の関係もございました。こうしたことを総合的にやはり検討していく必要もあるのかなというふうに思っております。

今年の1月15日の読売新聞の記事に行政無線に関する記事が出ておりましたけれども、その中で維持管理コストに苦しむ行政の実態という記事が載っておりました。どの方法にせよ一長一短があり、地域の特性に合わせて複数の伝達手段で備えることの重要性も書かれていたところでございます。

これらの整備には、様々な先進事例や技術革新、これらを精査、研究の上、今後検討、決定してまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございます。補助率の大きなこの事業債、期限が再延長される見込み、確信があるということですので、了解としたいというふうに思います。ただ、万が一再延長が実現しないことも想定されますので、再延長の要望活動を引き続き行っていただきたいというふうに思います。

2つ目の屋外スピーカーについてですけれども、現在、J-ALERTの試験を有線放送を使ってされていますけれども、やはり加入率の問題ですとか停電時の電源の問題、

それから携帯電話についても、保有率の問題ですとか端末自体の電源、それから中継基地の電源の問題もあります。例えば屋外での作業中の方への伝達ということを見ると、やはり屋外スピーカーが有効じゃないかと思ひまして、この点の検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問へ移らせていただきます。

2つ目は、文化財の活用についてお伺いします。

多賀町内には、文化財保護法で登録されました国・県、町指定の文化財が55件あります。建物では、有形文化財として多賀大社を含む3社、そのほかには一圓屋敷、かぎ楼、かめや旅館など、遺跡関係では記念物として登録されている石仏谷墓跡、大岡高塚古墳、榑崎古墳などがあります。最近ではアケボノ象化石も登録されましたので、56件になったのかなというふうに考えております。昨年、文化財保存活用地域計画という計画の概要版が全戸配布されました。保存事業から活用事業へ進むことが期待されております。

そこで、以下4つの質問をさせていただきます。

1つ目は、保存事業が進んでいる石仏谷墓跡、それから大岡高塚古墳の保存事業の進捗についてお聞きします。また、今後の活用方法についてお伺いしたいと思います。

2つ目は、この計画、概要版と正本というか、分厚い概要版でないものが配布されておりますけれども、その中では文化財の周遊性、回遊性を重視した観光ルートの整備が令和7年から計画されています。観光への活用という意味だと思いますので、この点について観光部局との連携は図られているのか、図るのかという質問をさせていただきます。

3つ目は、この全戸配布された文化財保存活用の冊子の中にまちづくり協議会という組織名がありました。しかし、このまちづくり協議会というのは、この文化財に関係するというよりも、広域的な地域の問題を解決する自治活動を意味するもので、自治会連合会の意味に近いものであると認識しております。文化財の保存と活用に特化した名称としては、一般的に不適切ではないかというふうに考えます。この名称の使用は正しいのか、誤りではないのかと。実際にまちづくり協議会は多賀町内に設置されるのかどうかお聞きします。

4つ目としまして、今後この保存事業、活用事業とも国の補助は得られるのかという質問をさせていただきます。

○議長（松居亘君） 大岡生涯学習課長。

〔生涯学習課長 大岡まゆみ君 登壇〕

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 川岸議員ご質問の2点目、文化財の活用はのご質問にお答えします。

多賀町文化財保存活用地域計画は、令和3年7月に文化庁に認定され、令和4年度から10年間かけて実現する計画であり、多賀町第6次総合計画を上位計画として、関係

課の事業計画等とも整合性を図りながら、昨年、概要版を地域の皆様にお配りしました。この計画は、文化庁だけでなく、関係各省庁を含めた国がアクションプランとして認めたものです。

まず初めに、ご質問の1つ目、石仏谷墓跡、大岡高塚古墳の保存整備事業の進捗は、また今後の活用はについてお答えします。

石仏谷墓跡は、平成17年7月に国指定され、平成28年から保存整備事業に着手しております。日本を代表する中世墓地群として評価されており、墓域の石仏谷を国指定するときには、敏満寺を調査研究し、多賀スマートインターチェンジ建設計画とも調整を図り、国が認定する重要遺跡として史跡の整備を進めました。現在、期間限定ではありますが、部分開園を実施しており、今後、園路や階段等を整備するとともに、案内板や誘導サインなどを設置し、全体をご覧いただけるよう準備を進めていきたいと思えます。学習の場としても活用できるよう、遺構の説明板の設置も考え、広く皆様に公開したいと考えております。将来は、史跡敏満寺として、多賀サービスエリアや胡宮神社境内や青龍山を含めた広範囲を追加指定できればと考えております。

大岡高塚古墳は、平成5年に多賀町指定史跡となり、発掘調査や周辺の測量調査等古墳の状況調査を実施し、平成20年にはその成果を報告書として刊行しています。滋賀県を代表する大規模な円墳で、石室や出土した副葬品も貴重なもので、芹川流域の重要な古墳群として評価されています。大岡山の裾部には、ほかに7基の円墳を確認しており、古墳群であることから、古墳群整備事業として令和2年度に基本構想を策定しました。今年度には、大岡高塚古墳とその周辺整備計画を基本計画として策定し、将来的にはあけぼのパーク多賀と、令和5年完成の公園が隣接する中央公民館を生涯学習ゾーンとし、地域の皆様のご協力やご理解を頂きながら、古墳整備のみならず、まちづくりの視点で周辺整備を進めることとしています。

2つ目のご質問、文化財の周遊性を重視した観光ルートの整備に向けての観光部局との連携についてお答えします。さきに説明しました多賀町文化財保存活用地域計画では、ご質問の文化財の周遊性等については、今後10年間に実施する措置事業の46の項目の1つとなっています。

令和7年度からの地域の周遊性等観光ルートの整備を実現するためには、ハード事業を含めた検討や計画、地域の方々を中心とした地域のすばらしさを再認識するための醸成事業を進められていることが条件となります。関係課をはじめ、関連団体、委員会と連携を図ってまいりたいと考えております。

3つ目の文化財保存活用の冊子にあるまちづくり協議会についてご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のまちづくり協議会ですが、令和3年7月に国に認定された多賀町文化財保存活用地域計画において、46の措置事業の1つとして、地域住民や各種団体など幅広い組織を対象に議論できるまちづくり協議会を設置することが必要とされています。

全戸配布しました概要版には、地域計画の推進体制のイメージ図としてまちづくり協議会の名称が表記されていますが、議員ご指摘の自治体の協議会と誤解されるため、現在、多賀町まちづくりネットワークという名称で設置しており、歴史まちづくり法や文化財保護法の趣旨を受けて、文化財の活用を中心にしたまちづくり事業の主体的な取組を行う組織として位置づけております。

4つ目の、保存事業、活用事業とも、国の補助は得られるのかについてお答えします。

保存事業については、敏満寺石仏谷保存整備事業と、胡宮神社社務所庭園保存整備事業の2つの事業と、多賀大社庭園の緊急整備事業について手厚く配慮いただき、特に多賀大社庭園については特別に対応していただいております。

活用事業につきましては、文化庁の補助事業や助成団体等の事業についての補助を受けることができます。まちの財政事情を十分に考えながら、今後、多賀町の文化財活用事業を地域の皆様とともに推進してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。石仏谷の保存事業ですけれども、どういった活用をしたいからここまで整備しますというビジョンがこれまでちょっと見えにくかったので、質問をさせていただきました。大岡高塚古墳につきましても、1度散歩とか遊歩道のお話もありましたので、活用方法あつての整備という考え方で計画をお願いしたいと思います。この古墳については、小菅一彦先生の本によりますと、県内最大の円墳であり、犬上氏のものだというふうに推察されると書いてありましたので、ぜひとも活用をしていただいで多くの方に訪れていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目の観光部局との連携ですけれども、令和7年から本当に可能なのかなというふうに思いましたので質問させていただきました。ほかにも、計画の中にはまちなかに拠点施設を整備する、これは令和6年から書かれていますけれども、本当に実現可能なのだろうかというふうに読み取れました。観光との連携ということで、例えば案内板の多言語化といいますか、中国語とか韓国語に翻訳したものを載せることによってインバウンドの動きに対応できるかなと思いますし、敏満寺跡につきましても、例えば湖東三山と連携して湖東五山というふうに打ち出して、正楽寺とか敏満寺へ客足を誘導するというのも取り組めるんじゃないかなというふうに思ひまして、今後も活用に向けた連携を図っていただきたいというふうに思います。

3つ目のまちづくり協議会ですけれども、ネットワークという言い方に変えて取り組まれるということで、年何回ぐらい開催されて、リーダーは一体誰なのかというところ、まだまだ見えにくいところもあります。それと、計画を読んでおきますと、たくさんの団体、組織名が出てきまして、本当に人物が重ならないんだろうかと、組織の名前が多いことで、その同一人物がいろんな協議会とか推進委員会に関わってしまうんだろうかという危惧されるところであります。

それから4つ目の国の補助ですけれども、この計画の区域が多賀町の一部に非常に限定されている計画になっておりまして、多賀大社の周辺と胡宮神社の周辺だけがこの整備計画の対象となっております。したがって、一圓屋敷ですとか、大岡、それから河内方面、大滝方面はこの計画には含まれていないように読み取れます。やはり、多賀町の計画、多賀町という冠が付いてますので、多賀町全域の文化財について均等に国の補助が得られるように、あえて見直しを求めたいというふうに思います。その点、要望しまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、これからの観光ビジョンについて質問させていただきます。

スマートインターの開通が近づいています。また、新型コロナの法律上の分類が5月からインフルエンザと同じ扱いになり、国が行動制限をかけられなくなります。多賀町にとっても観光による経済効果が期待される場所でもあります。

そこで1つ目、多賀大社を含めた絵馬通りの観光について質問させていただきます。短時間で観光が終わることなく、絵馬通りをできるだけ広範囲に散策していただくための回遊性の向上が活性化を考える会の議論にもありました。自家用車や観光バスで来客された方が、参拝の後、絵馬通りを買物や食事の店舗などを1店舗でも多く回っていただき、経済効果が及ぶようにすることが活性化につながるという議論です。回遊ルートの定着、回遊性の向上について、多賀町はどのように支援していくのか答弁を求めたいと思います。

2つ目は、多賀町全体の観光についてお伺いします。最近の観光は、旅マエ、旅ナカ、旅アトと言われ、事前に、また当日に、事前に行った人の評価を調べることや、写真や感想を投稿して楽しむ時代となりました。また、バーチャルリアリティー（VR）の疑似体験の技術やスマホをかざす必要のない顔認証決済の技術の進歩が次世代の観光の形を変えとも言われています。観光案内表示の増設や町内の観光スポットについての情報へのアクセスを向上させ、多賀大社、絵馬通りだけでなく、町内の他の観光スポット、胡宮神社、大滝神社、高取山、あるいは河内方面への回遊性が向上する取組など、今後の観光ビジョンについてお聞きします。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 川岸議員の3番目の1点目、多賀大社を含めた絵馬通りの観光についてのご質問にお答えします。

絵馬通りの活性化、回遊性の向上を目指した取組の1つといたしまして、多賀観光協会が実施する絵馬通りスタンプラリー事業がございまして、ここ数年間はコロナ禍で実施できておりませんでした。令和5年度は事業内容をブラッシュアップ、いわゆる企画やアイデアを再考し、よりよいものに磨き上げ実施されるものと考えております。

また、商工会が主体となって行うコトブキ市や門前町共栄会のおついたち市、多賀大社駅前のもんぜん市、もんぜん亭など、各種団体による絵馬通りの活性化、回遊ルート

の定着の芽となり得る活動が種々ございますので、町としても支援してまいりたいと考えております。

続きまして、質問の2点目の多賀町全体の観光についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、近年は観光分野におきましても、旅マエ、旅ナカ、旅アトと言われるように、360度マーケティングの考え方で捉えることが重要と思われ、ある方の旅アトと別の方の旅マエがSNSでつながるなど、観光の形が変わってきていると認識しております。他方で、年齢の比較的高い層からは紙ベースのパンフレットや案内看板に対するニーズも依然と高いため、デジタルとアナログをうまく活用し、町内観光スポットの回遊性向上に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、ウィズコロナ、アフターコロナにおきましては、農業掛ける観光、健康掛ける観光というように、テーマ性の強い体験型の観光、付加価値のある観光であるニューツーリズムに対する需要が高く、滋賀県が推進するシガリズムの下、多賀の魅力が詰まったニューツーリズム、タガリズムについて研究してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。この観光ビジョンについてですけれども、答弁いただいたような支援策が効果が上がることを望みますし、活性化を考える会で副会長が示されたお話をちょっと振り返りますと、鳥居前だけで終わることなく、例えば車戸川の川沿いを歩いていただいてかぎ楼前を曲がり、それからまた鳥居前へ戻ってくるという周遊ルートを提案されていました。そういった活性化を考える会のビジョンにも沿う形で支援を今後お願いしたいと思います。絵馬通りでは人に優しい道路整備も行われまして、この道路整備の経済効果が少しでも高まるように支援をお願いしたいというふうに思います。そのための回遊ルートの整備は必要と考えますし、その支援をお願いしたいというふうに思います。

それから、多賀町全体の観光ビジョンですけれども、やはりネット上の口コミとかネット上の情報で行き先を決めるという方が増えてまいりました。何となくドライブして寄ってみようかという方がちょっと減ってきているのかなという気はしております。例えばスマホでの撮影スポットを増やすとか、そういった撮影スポットの紹介も必要かなというふうに思いますし、先ほど文化財のお話をさせていただきましたけれども、多賀町には産業遺産もあります。例えば、金谷橋の頭首工ですとか、芹川ダム、犬上ダム、そういった産業遺産も撮影スポットとして非常にいいかなというふうに考えております。そのほか、先ほど言いましたけれども、湖東三山との連携とか、彦根城観光との連携にも取り組んでいただき、今後研究を進めるということですので、そういったほかの観光スポットとの周遊性ということも引き続き検討をお願いしたい、そういったお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、4つ目の公共交通の評価につきまして質問させていただきます。

全国的に不採算のバス路線が廃線になるなど、公共交通の議論が高まっています。多賀町でも路線バスがなくなり、愛のりタクシーだけの地域が増えてしまいました。愛のりタクシーが現在可能な必要最低限度の公共交通で、高齢者、学生の生活の質を維持するに足りうるものであってほしいと願うばかりですが、コストが高止まりしていることは、議員としても事業の評価が大変気になるところであります。

公共交通の議論が全国的に高まっていることは、県が昨年、公共交通に関する県民アンケートを実施したことからも分かります。最低限必要なバスの便数についてもニーズ調査がありました。交通ビジョン策定に県が動いております。国の答弁を見ますと、斉藤鉄夫国交相が公共交通の再構築協議会の設置について答弁をしております、「廃線ありきではなく、地域の声を聞いて丁寧に進めていきたい」と答弁しております。この公共交通が不十分であれば、急速な高齢化の中で高齢者が自立的な生活を営めなくなり、次第に依存的な生活になり、生活の質が低下、最終的に医療・介護保険分野に影響が出てきます。また、観光施策においても、公共交通を乗り継いでの方に対して定時便の案内ができないと、観光施策の成果が発揮できないこととなります。また、憲法が国民に保障する幸福追求権にも関わる問題であると指摘する議論もあります。

そこで、以下4つについて質問させていただきます。

1つ目は、令和3年度の事業評価についてお聞きします。コロナも影響したと思いますが、先ほど申し上げたように、利用が細ることは、高齢者も含め自立した生活に影響が出ます。担当課は令和3年度についてどのように受け止めているかお聞きします。

また2つ目、令和3年10月からインターネットを利用した予約システム、バスロケーションシステムが始まりましたが、登録など大変複雑そうです。利用者数はどれぐらいか、今後のスマートフォン予約システムの方向性はどのようなものかお聞きします。

3つ目は、甲良町のスーパーが一時閉鎖したことがあって、愛荘町のスーパーへの利用が可能になりました。その一方で、町内では通学の定時便がなくなった路線があります。そういった新しい路線ですとか定時便を減らさないことについて、どのように考えているかお聞きします。

4つ目は、愛のりタクシーだけの路線であってもニーズに合った最低限の定時便が増えるなど、生活面でバスの代わりとして機能し定着することを願うばかりですけれども、住民の声は様々であります。事業の評価に必要な住民の満足度について、担当課の認識を伺います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 川岸議員のご質問の公共交通の評価での1点目、令和3年度事業評価から公共交通の利用者の減少に伴う高齢者も含めた自立した生活への影響についてありますが、事業評価での公共交通の利用者は、令和元年度は約21万人、令和2年度と令和3年度は約14万人と、利用者は大きく減少しており、その要因は議員のご質

問要旨のとおり、コロナ禍で外出を控える方が多くなったことと見ております。

この間、公共交通としては、感染対策を丁寧に行い、安心して利用していただけるよう取り組み、運行体制を変えることなく移動方法を確保してきたところでありますが、移動方法に限らず、外出を控える社会情勢の結果であったと考えております。

議員のご質問にあります高齢者も含めた自立した生活への影響は、一概に公共交通が要因とは言い難いところではありますが、今後、新型コロナウイルス感染症に対する社会情勢は少しずつ変わってまいりますので、コロナ禍前のように自立した生活に戻っていただくために安心して公共交通を利用していただけるように引き続き取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の質問は、令和3年10月から愛のりタクシーでのインターネットを利用した予約システムと、路線バスでのバスロケーションシステムについて、登録が複雑な中、利用者数と今後のスマートフォン予約システムの方向性についてであります。愛のりタクシーのインターネットを利用した予約システムは、コンビニクルとの名称で全戸に配布させていただいております時刻表でもご案内をさせていただいております。また、バスロケーションシステムは、位置情報測位システムを利用して路線バスの現在地を把握し、スマートフォンなどでバス停への到着予定時刻を表示するシステムで、登録の必要はなく、バス・ココルと検索していただければどなたでも利用していただけるものとなっております。

議員のご質問は、愛のりタクシーの登録と利用状況についてであります。まず登録については、愛のりタクシー予約用ウェブサイトのQRコードを読み取っていただき、お名前などの基本情報を登録し、予約するときに出発場所、目的地、時間などを入力、選択するもので、利用者の方に分かりやすく簡易なものとなるように努めております。

利用状況については、直近の全体予約のうち約2割の方がコンビニクルを利用されているとの報告を受けております。電話予約では、住所、お名前、ご連絡先などをその都度ご連絡していただく必要がありますが、コンビニクルに1度登録されていると、そのご連絡が省略され、また予約時刻についても、配布させていただいている時刻表から探さなくても、候補の時間帯が6件程度表示され、その中から容易に選ぶことができます。ほかにも、電話の込み具合に関係なく予約でき、聴力に不安がある方にも安心して利用していただいております。利用されている方には好評を頂いていると聞き及んでおります。

ご質問の、今後のスマートフォン予約システムの方向性につきましては、今般の国施策でもあるDXデジタルトランスフォーメーションでのデジタルを活用した住民の利便性の向上につながるもので、今後も可能なものから取組を進めることとなります。

しかしながら、2021年1月に公表されました内閣府世論調査では、高齢者の方のスマートフォンの利用率は低い値で、高齢化率の高い本町でも同様と考えております。

本町では、生涯学習課にてスマートフォンの利用講座を開催し、この中で実際にコンビニクルを登録していただき、スマートフォンの利用に慣れていただくきっかけにして

いただいております。人の移動を確保する公共交通としての愛のりタクシーの利便性の向上を工夫し、併せて住民の利便性の向上も目的に、今後もスマートフォンを活用した新たな予約システムなどの構築とともに、利用していただける環境づくりにも取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、3点目のご質問は、愛のりタクシーが路線において、愛荘町のスーパーへの利用可能に伴い、定時便が減便となったことについてのご趣旨と推察し、答弁させていただきます。

まず、愛荘町のスーパーまでの利用可能につきましては、甲良町の商業施設が閉店となり、愛のりタクシーがの3路線、河内線、大君ヶ畑線、萱原線において、愛荘町のスーパー、商業施設まで路線の延伸を行っております。この件につきましては、生活に必要な買物ができる店舗、場所を失うことは、買物弱者に拍車をかけるもので、行政としても大きな問題と十分に認識し、愛のりタクシーの事業主体である湖東圏域公共交通活性化協議会に申出を行い、同協議会でご審議いただき、速やかに延伸を認めていただいております。

ご質問にあります便数については、上り下り線合わせて28便、上り下り線ともに朝の7時頃から夜の8時頃までの間で、各1時間に1便を目安とした時刻、ダイヤ編成を維持、継続しております。議員がご心配されるのは、生活の質が低下しないように、公共交通が不十分とならないように、愛のりタクシーの運行体制の確保についてと推察いたします。愛のりタクシーがの運行管理は、多賀町単独ではなく、1市4町の広域での湖東圏域公共交通活性化協議会となっており、時刻、ダイヤ編成も、運行事業者である近江タクシーと保有する車両台数、人員などを踏まえた協議の上で定まっております。

町といたしましては、今後も公共交通が不十分とならないように運行体制を確保するよう協議会の中でしっかりと要望してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

最後に、4点目のご質問は、愛のりタクシーにおいてニーズに合った最低限度の定時便、サービスを充実することで路線バスの代替機能を満たし、愛のりタクシーが定着する、そのニーズ調査、満足度の評価についてのご趣旨と推察し、答弁させていただきます。

愛のりタクシーの定時便の時刻、ダイヤ編成については、先ほどの答弁と重なりますが、事業主体である湖東圏域公共交通活性化協議会と運行事業者との間で検討・調整を行い定められております。一概に増便することは難しいところですが、議員のご質問のとおり、満足度の評価、聞き取りは大切と認識しております。

町といたしましては、同協議会に愛のりタクシーを利用されている方へのアンケート方式での聞き取りの要望を行い、令和5年度には実施される見込みであります。また近々では、地域おこし協力隊が萱原区の一人暮らしの高齢者の方などのご自宅を訪問させていただき、日頃の生活での移動方法をどのようにされているのかお伺いし、その中

でも愛のりタクシーの利用についてのお話もありました。

コロナ禍で地域の方の聞き取りができていなかったところですが、この春より感染対策が見直されます。今後、地域おこし協力隊とともに、聞き取りの範囲を広げ、ご意見などをお伺いし、また利用方法のご説明についても体制を整え取り組んでまいります。アンケートでの評価、お伺いしたご意見を取りまとめ、ニーズにお応えできるように、また満足度の把握にも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございます。スマートフォンの利用は高齢者はなかなか難しいというふうに思いますけれども、2割の方が利用されているということで、主に学生や障がいのある方かなというふうに想像しております。直での電話が一番高齢者の方は利用しやすいということで、またそういった満足度の調査を令和5年度にされるということですので、満足度をモニタリングしていただいて改善を進めていただきたいというふうに思います。

令和3年度の評価シートがここにあるんですけど、これを見させていただきますと、所管の課による評価ということで、移動手段の確保は行政として実施すべき内容であるというふうに力強い決意が述べられています。それから、評価する材料として、単位コストの年度の推移が挙げられていますけれども、コロナの影響もあって、平成30年は1人当たりのコストが28万円であったのが、令和2年度や令和3年度になりますと50万円近く、ほぼ2倍近くになっています。事業の分析評価というところを見ますと、目標とする成果が得られなかったというふうに厳しい自己評価が示されています。やはり、住民の満足度を把握されて、成果が得られるように今後も取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で、公共交通についての質問を終わらせていただきます。

最後に、5つ目としまして、介護保険事業の今後についてお聞きしたいと思います。

国の社会保障審議会の中の介護保険部会の議事録を読みますと、インセンティブ交付金という交付金が増えています。多賀町はこの交付金を受けているのかをお聞きしたいと思います。

次に、介護にかかった費用の費用負担についてお伺いしたいんですけど、介護にかかった費用の半分は公費負担で、残りの半分の23%は1号被保険者、65歳の方なんですけど、その残りの27%は40歳から64歳までの2号被保険者の方の負担というふうになっています。働いておられる方の、現役世代の方の負担の部分なんですけれども、この2号被保険者の人口の推移はどうなってくるのか。減ってくる場合、調整交付金など国の負担等、どのような負担になるのか、2番目お聞きします。

3つ目は、第9期介護保険事業計画のアンケートが住民向けにありました。住み慣れ

た家で最後を迎えることが柱となるのではないかというふうに予想されますけれども、家での暮らしを支えるために必要な訪問型のサービスは十分と言えるのか、多賀町の現状についてお聞きしたいと思います。といたしますのは、どうしても人口の多い彦根市内に訪問型サービスの事業者が集中している現状があります。訪問に係る時間やガソリン等の経費の問題から、訪問を引き受けてくれる事業者が決まりにくいとか、そういった訪問のサービスが手薄になるということのないようにしていただきたいというふうに願うところです。そういった訪問事業が手薄にならないような今後の働きかけも含めて、担当課の現状の受け止めについてお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 川岸議員からのご質問、介護保険事業の今後についてはお答えいたします。

1点目のご質問、インセンティブ交付金についてですが、平成29年の介護保険法改正により、平成30年からは自立支援重度化防止等に関する取組の強化を目的とした保険者機能強化推進交付金が、また令和2年からは介護予防健康づくり等に資する取組を重点的に取り組むことを目的とした介護保険保険者努力支援交付金が創設され、各都道府県および全市町村がこの2つのインセンティブ交付金を、評価点および人口割に応じて受給しております。

本町におきましては、令和3年度において保険者機能強化推進交付金を183万円、介護保険保険者努力支援交付金を182万8,000円、合計365万8,000円の交付を受けております。評価の方法は、国から示された指標をどこまで実施しているかを図る全国一律の調査方法で、介護予防や自立支援の施策の実施状況や、PDCAサイクルの活用を積極的に行っているかなど、客観的な視点で評価されるものでございます。

2点目のご質問です。多賀町における40歳から64歳までの第2号被保険者の人口推移は、平成24年10月で2,550人、平成29年10月に2,251人、令和4年10月で2,179人と、徐々に減少しています。しかしながら、普通調整交付金は各市町村間の後期高齢者の割合と高齢者の所得状況の格差を調整するものであり、現在の制度においては、第2号被保険者の増減によって調整交付金が影響を受けるものではないかと存じます。

最後のご質問、訪問型のサービスについてですが、川岸議員のご質問にありましたように、令和5年1月に第9期多賀町高齢福祉計画および介護保険事業計画の策定に向けて、基礎調査として65歳以上の方全員にアンケート調査を実施したところでございます。ご質問を頂いております訪問型のサービスにつきましては、以前、多賀町地域ケア会議において、町内のケアマネジャーにお集まりいただき、訪問介護サービス等の提供状況を把握したところ、多賀町には訪問介護や訪問看護の事業所はありませんけれども、近隣の市町の事業所や町内の小規模多機能型居宅介護サービス事業所から必要なサービ

スが提供できており、訪問系のサービスが利用できずに困っているという大きな課題はなく、ケアマネジャーは通所型のサービスや訪問系のサービス、短期入所等いろいろな在宅サービスを組み合わせて在宅介護を支援しているとのことでした。

ただし、現在、本町の特に山間地へのサービス提供可能な事業所は数社と限られている現状であり、燃料費の高騰の継続している中、今後、訪問系のサービスを利用する方が増加し、介護の人材不足がより深刻になった場合等については、訪問系のサービス確保は厳しくなるおそれがあると認識しております。これから第9期介護保険事業計画の策定に向けて、基礎調査の結果分析などをはじめ、今後のサービス必要量などを検討する作業に入りますが、介護保険サービスの確保や充実はもちろん、地域の支え合いなども含めた様々な資源を活用し、さらに新たな仕組みなどについても検討し、誰もが住み慣れたまちで最後まで安心して暮らせるまちを目指し、策定委員の皆様のご意見も頂きながら計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。令和5年度の財務省のホームページの今年度の政府予算のポイントというところを見ますと、予算の質の向上というページの中の一番冒頭に保険者機能強化推進交付金について、予算執行調査の指摘を踏まえ50億円削減するというふうに書かれています。この50億円を国内で削減される中、多賀町の予算を見ますと、昨年よりも多い金額が計上されている、前年度から20万円超えるぐらいのインセンティブ交付金が計上されているんですけども、国全体で減る中、なぜこの増額計上されたのか、できたのかと、その根拠をお伺いしたいんですけど、通告していませんので、もし答えられないようでしたらまた総務委員会等で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 今ご質問いただきました令和5年度の予算につきましては、令和4年度の予算を引き続き同じ額で今年度については計上しましたので、200万円余りというふうになっております。以上です。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。この交付金は何に使われているかということも、また他の委員会で質問させていただきたいところなんですけども、総合事業という事業がありまして、これが7年前か8年前から始まっていると思います。この総合事業を一度振り返った方がいいかというふうに私も思います。担い手が本当に足りているのか、その総合事業は今7年間、その効果はどうだったのか。このインセンティブ交付金の評価の基準の中にももしその総合事業の実績とかその評価があるとしたら、その総合事業をもう一度振り返って、今後についても検討すべきかなというふうに考えております。また次回の議会にでも質問させていただいて、総合事業はどうだったのか

ということを年ごとに詳細に説明していただけたらと思っております。

次に2つ目の、介護にかかった費用の負担なんですけども、1号被保険者から集められた保険料というのは、23%分が直接市町村に入りますので、その徴収に困るということはないのかなと思います。1号保険者が増えていきますので、こちらについては困ることはないのかなと思うんですけども、今答弁でありましたように、2号被保険者、現役世代の人口はどんどん減っていく保険料になるんですけども、この2号被保険者の分は支払い基金にプールされて、その支払い基金から2号被保険者の分、27%は支払い基金から入るということで、考え方としては、もし多賀町にお住まいの2号被保険者の方の保険料の足りない部分というのは、他の市町の2号被保険者からプールしていただいた分を頂くのか。そういう考え方でいいのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 全国でプールされたものを多賀町に交付されるということになっております。以上です。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） それで、1号被保険者の不足分は調整交付金というふうに理解していいのかお聞きします。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 今のご質問にお答えいたします。

1号被保険者の保険料で給付費が足りない分につきましては、保険料を値上げして、そこで補うという形になります。以上です。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。介護保険制度につきましては、2024年に大きな改正が控えておりまして、財務省から様々な要求が提示されています。財務省側は、国の費用負担を減らすために高齢者の自己負担を1割から2割に増やせないかと言ってきてますし、要介護1、そして要介護2を介護保険から外して総合事業へ移行してくれないかということも言ってきています。それから、ケアプランを今、公費負担ですけども、このケアプランの作成も有料化せよというふうに言ってきています。こういった公費負担を減らす要求をしております、現場の人たちも炎上しているとか、反発を示しています。ぜひともこういった高齢者の負担が増えないような、この要求が見送りとなるように、ぜひとも担当課の皆さんにもいろんな会議の場で発言していただきたいというふうに思います。

それから、今ほど質問しました訪問系の事業ですけども、この24年の改正にはデイサービスの業務に訪問事業が付け加わるんじゃないかという議論もあります。これはおそらく実現するだろうというふうに言われておりますので、こういった訪問のサービスを受けやすい環境整備に努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で2時15分まで休憩します。

（午後 2時01分 休憩）

（午後 2時14分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、大橋富造議員の質問を許します。

11番、大橋富造議員。

〔11番議員 大橋富造君 登壇〕

○11番（大橋富造君） 議席番号11番、大橋です。ただいま議長の発言の許可を頂きましたので、3月定例会で私は2項目の質問をさせていただきます。

まず初めに、コンパクトシティへの取組について質問させていただきます。

近隣自治体をはじめ、急速に人口減少および高齢化が進む中、多賀町ならではの観光資源を活用し、持続力のあるまちづくりを進めていかなければなりません。具体的には、安心快適に生活できるまちづくり、産業振興、地域活力の向上、持続可能な公共サービスを、広い面積に均一に提供するには非常に難しいのが現状である中、まちの見える化を目的とした取組を行い、住み続けることができるまちを目指し推進していかなければならないと思います。

そこで、取組の過程で次の内容について見解を問います。

1、多賀大社前駅周辺のまちづくりについての見解と今後の計画について質問させていただきます。

2つ目には、国道8号線バイパスルートが定まったが、ルート当該地区の懇談会での報告と問題点は。

3、大型観光バスの停留場所を確保するために老朽化が進む勤労者体育館を解体するという内容について、現状どうなっているか問います。

4、まもなく名神高速道路下り線側が供用開始となる見込みでございますが、なぜ出口で左折ができないようなルートになったのか、根拠ある理由を町民に述べるべきではないかと思えます。

5つ目、名神高速道路上り線の2年余りの遅れについての原因は何か。また、上下線の工事費用の負担額はどの程度になっとなるのか、この辺、概算でも結構ですので、分かる範囲でお知らせください。

6つ目、従前から課題として、多賀甲良線から胡宮神社へ行くルートは、一旦、土田7号線を踏切まで右折して渡らないと多賀大社前駅には行きつくことができません。将来的にも交通のネックとして大きな問題があるのではないかと思えます。今日まで踏切新設に向けて近江鉄道とのやりとり等、何回か協議をされたと思えますが、現時点での状況について報告をお願いいたします。

以上、6件ばかり町長に問います。

○議長（松居亘君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 大橋議員のご質問にお答えします。

まず1点目であります。中心市街地の活性化におきましては、駅前周辺のまちづくりは欠かすことができないものであると思っております。多賀町の玄関となる場所として、近江鉄道を利用して観光に訪れる方々をお迎えし、長年にわたり整備をしてまいりました町道絵馬通り線を歩きながらもんぜん町を散策していただき、にぎわいを創出するまちづくりは大変重要であると、今もその考えに変わりはありません。また、今後、多賀スマートインターチェンジ、間もなく下り線は開通をいたします。上り線も逐次開通に向けて進めてまいります。そしてまた、国道8号バイパスルート計画も国より示されました。それらにより、人の流れ、物の流れが大きく変わることも見据えまして、町民の皆さんの生活基盤の安定につながるまちづくり、そして地域活性化につながるまちづくりを今後取組を進めていかなければならないと思っております。その中でも、多賀大社前駅の周辺のまちづくりの計画は、今後そのようなスマートインターチェンジ、国道8号バイパス計画整備を見据えながら、駅前周辺のまちづくりも、十分まちづくりに対して一步一步着実に、また十分費用対効果も考えながら進めていく必要があるかなと思っております。

2点目のご質問についてであります。国道8号バイパス計画のルート当該集落における説明会の状況についてであります。昨年の5月20日に多賀町全体としての説明会を開催し、その後はバイパス道路の計画線上に位置する7集落に対する説明会を行ってまいりました。中でも居住区域への影響が最も大きい土田区では、これまで説明会を2回実施しており、また今月には3回目を予定しております。

これまで多くの皆さんからご意見を頂く中で、中にはバイパス計画に対して否定的なご意見も頂くわけでございます。このことにつきましては否定的なご意見も頂きますが、この8号バイパス計画は湖東地域の大動脈となり得る広域的な移動経路でございます。この重要性を町民の皆さんにしっかりとご理解いただけるよう説明を重ねてまいりたいと考えております。また、この事業をきっかけとして、周辺道路網の整備が同時に進み、また地域住民の皆さんの生活基盤の安定につなげていくことが、多賀町としての大きなメリットにつながるものと確信するものでございます。

3点目のご質問、勤労者体育館の解体についてであります。以前より答弁させていただいております内容と、現時点でも内容の変更はございません。

現在、議員もご承知のとおり、久徳うぐいすこども園の整備やスマートインターチェンジ、都市公園の整備、そのほかにも小学校の児童数増加による教室の増設など大きな費用を要する事業を実施中でございます。また、過去の答弁で申し上げましたとおり、スマートインターチェンジ下り線の開通、国道8号バイパス計画、令和6年度から始ま

る近江鉄道線の上下分離化などを見据えた駅周辺の将来構想についても、今先ほども少し申し上げたか分かりませんが、全体像をお示しする状況ではまだございません。

これらの事業の完了、幹線道路網との事業環境が一定程度整った時期を見定めて、先ほど答弁しました計画への思いを念頭に、駅周辺の全体事業の中で勤労者体育館の解体も考えてまいりたいと思っております。

4点目の、多賀スマートインターチェンジ下り線側出口が四ツ屋方面に左折できない理由についてであります。

これまで3度にわたり地域整備課長が答弁してるところでもございます。四ツ屋町付近から道路状況が大型車両の通行に対応できていないため、深刻な交通渋滞を招き、住民の皆さんの生活への被害が心配されることへの対応措置となります。厳密に申し上げますと、中型車両までは日常的に走行できておりますので、規制の対象外として案内標識による規制も検討しましたが、公安委員会との協議の結果により、物理的に四ツ屋町方面へ車両が左折できない構造とするよう指導を受けていることに加え、スマートインター事業への着手前に、多賀区に対する説明会でも規制を望む意見、声があったことも要因となります。まもなく供用開始を迎えることから、地元利用者が困惑されないよう十分に周知を図ってまいります。

5点目の多賀スマートインターチェンジ上り線の供用開始予定が2年余り遅延している理由と、上下線側の工事負担見込みについてであります。アクセス道路が県道佐目敏満寺線に接続することで、通学路の安全確保のための交差点形状の検討や、敏満寺区との協議を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で説明会等の開催が困難であったことや、原田地区の農地を事業用地として買収する段階で不整形の残地について耕作者の調整を敏満寺区から強く要望されたため、それらの対応に想定以上の日数を要してしまったことが主たる要因でもあります。また、上下線共の工事費に対する町負担額の概算といたしましては、約3億円の見込みとなっております。

最後のご質問、踏切新設についての近江鉄道との協議についてであります。

以前に国の省令で、鉄道と道路は平面交差してはならないとの定めから踏切の新設は認められない、ただし国より踏切で多発する事故を鑑み、警報機などの施設のない踏切を閉鎖し、通行量の多い幹線となる道路に踏切を設置する統廃合であれば認められる場合がある方向性が示されており、これを引用し移設として設置できる可能性はありとお答えしております。

しかし、統廃合することは、今まで利用されていた方にご不便をおかけすること、また議員のご意見にある場所、多賀大社西交差点に踏切を設置すると、当然に多賀スマートインターチェンジ下り線に向かう車が増え、先ほど答弁させていただいておりますとおり、四ツ屋町の道路状況や住民生活への影響、通学路の安全を脅かすことも懸念され、ほかにも道路拡幅、道路整備などの課題がありますので、慎重に熟慮する必要があります。

現段階では統廃合での移設の判断には至ってないところでございます。ご理解賜るよ

うお願いをいたします。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） 町長、ありがとうございます。答弁の内容を聞いておりますと、前進すべき部分も多少ありましたけれども、私が思うてるような内容とは大分かけ離れとるなというふうに思います。後ろにおられます皆さんにも十分理解していただく立場から、改めてもう一度再質問をさせていただきます。

1つ目の多賀大社前駅周辺のまちづくりについての見解と今後の計画はという状況にありますけども、とっかかりの部分として、町長は非常に重要であるという認識は十分思うておられることは、私の方にも感じることができました。一步一步費用対効果を見つけながら前進していこうという考え方ですので、それはそれとしての内容は十分理解させていただきますけれども、もともとまちづくりというものについて、もう少し町長の考えの中において、先ほどたくさんの内容を言うていただきました。いろいろうぐいすこども園の件から始まりまして、スマートインターチェンジ、都市公園、そして教室の増室とかいろいろな項目を言われました。それはそれで一步一步進めていかなきゃならないし、現にもう既に着手してる内容だと私は思うんですよ。町長たるもんは、言われておりましたように、5年、10年のスパンの中において、やっぱりそれを執行するためにどうすべきかということを実際に考えるのが今やと私は思うんですよ。これから5年先、10年先にはそれが実りとして出てくるためには、今考えなんたら、今現状の姿の項目だけを消化すれば済む問題ではないと私は思います。まずその辺、町長、改めてまちづくりについて町長の見解をもう一遍教えてください。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 私、行政報告の中でも、これからの多賀町のまちづくりについて10年、15年先も見据えてまちづくりを考えていかななくてはならないと、そのことを皆さんの前でも、そして町民の皆さんにもお伝えしたつもりであります。そのような中で、今やること、10年、15年先の中でこれからやるべきことと具体的な事例も交えてお話をさせていただいたつもりであります。そのことは、議員の皆さんもご理解を頂いていると思っております。そのような中で、将来的に今も答弁させていただきましたが、スマートインターチェンジ、そして国道8号バイパス計画、やはりこれから5年、10年、15年スパンでいろんなこういうような交通インフラの大きな流れが多賀町にやってきます。そのような整備も状況も十分勘案しながら多賀町のこの絵馬通りのまちづくりもしっかり考えていかなければならないと思っております。今、私の公約の中にも、多賀大社駅前と胡宮神社、サービスエリアを結ぶまちづくり、回遊するまちづくりということももっと皆さんに公約としてお示ししましたが、そのような中で道路整備、絵馬通りの道づくりは、やはり多賀区周辺の皆さんの要望が高い、絵馬通りにふさわしい道路にしてほしいというふうな皆さんの長年の強いお考えもありましたので、この観光としての活性化とともに整備をいたしました。ただ今スマートインターチェンジが

これから整備費付けて、まだ何年か後に進められる、そのような中で、まだもう1つの大きな拠点であります多賀大社駅前整備は、今、整備にかかる計画は必要やと思います、どのような計画を、まちづくりのプランを書く、計画は必要であります、計画以上のことはなかなか費用対効果のことを考えるともう少し待つ方が良い、計画から実施に至るに当たってはもうちょっと熟慮する方が良いというふうな思いを今はしております、1点目の質問に対しましては。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） ありがとうございます。なかなか一致点は見つかる部分はないと思うんですけども、せめてあの部分の多賀大社前駅を中心とする部分は以前から町長も言われておったと思うんですけども、文化ゾーンの区域にするのか、教育ゾーンの区域にするのか、商業用施設のゾーンにするのか、もしくは住宅ゾーンにするのか、大まか何かの形を見つけ出していかんことには前へ進まないと私は思うんですよ。以前ささゆり保育園があったときには、あそこを教育施設の場の一環としてそのグループのところでやろかなという話も聞こえてきていたことは事実なんです。その辺を含めまして、その辺のゾーンをどういうふうにするかというのは、ここ2、3年の間には最低限お示しをしていただくように最大限努力をお願いして、次の2番目の項目に入らせていただきます。

2つ目に、当該地区の懇談会ですけど、7地区というふうに言われましたけれども、この辺の内容の中で、なかなか本音の言われた内容をもろに出して話をするということは町長の立場から言うたらできないかもわかりませんが、何が要するに問題として出てきてるんかと。例えば、月ノ木地区やったらどういような問題があったんやと、土田地区やたらどういような問題があんねや、敏満寺はどういような問題があんねやというぐらいの最低限大まかの筋のところは僕は話をしてもいいんじゃないかと思うんですけども、私らのところはルート設定以外何も聞かされておりませんので、問題点が明らかな問題として何かということがまだ十分聞こえてません。ただ、端的には当該地区の方から、何回か私の方にも電話でそういうような部分についてどうなっとんやというこの問合せは、懇談会の後ですけども電話でいただいておりますけども、私もそこへ入っての話はしてませんので無責任な言葉を言うことはできませんので、少し濁ったような話をさせていただいたんですけども、今日の段階は全て網羅された内容を説明するというんじゃないしに、1つ聞きたいのは、そういう地区懇談会でなされた内容に対する議事録は現実的に公開して見させていただけるんか、議事録というものはあるのかなのか、この辺だけまず最初に聞かせてください。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 地域整備課の方からお答えをさせていただきます。

7集落全て去年の年末までに回らせていただいております、第1回目は多賀町全体として5月20日に説明会をさせていただきました。あのときの説明の内容を各集落へ

行ってもさせていただくわけですけども、やはり多賀町につきましてはよその市町に比べると結構突っ込んだところまで説明をさせてもらっていると思います。本来なら、ルートが決定した段階でルートに対する説明会というのが本来やるべきことで、これからまだ広報とか詳細な図面が出来上がったときにさらに詳しい話という形になるんですが、多賀町の場合はどうしても生活エリア、集落の中を分断する等のルートの問題が非常に影響が大きいので、かなり丁寧に説明をしていただいています。それが1つの理由もあるんですけど、地元からの意見もかなり具体的なお意見を頂いてます。ただ、それに対してもまだまだこれから詳細な測量をしていかないと十分にお答えできないという状況にありますので、まだご意見をお聞きしている状況が主です。特に多賀町の中で各集落を回らせていただく中で問題意識が強いのは、やはり多賀町には今まで現道の8号線が彦根市を通過していて、今度来るルートが多賀町へ来るというお話になってきます。その辺のところ、やはり今までなかった道路が来るということで交通量がものすごく増えるのではないかと、そういう心配をされる方が非常に多いです。そのことがやはりどの集落へ行っても皆さん心配されます。今の8号線の渋滞がそのまま多賀町に来るんじゃないかというご心配をされてる方が多いです。ということで、我々としては、国の方での説明なんですけど、基本的には現道と新しいバイパス道路と交通量の分散を図るということを説明させていただいている、そこを理解していただくように詳しく丁寧に説明をしていくという形になります。あともう1つは、立体的に道路が平面ではなくなるということです。盛土形式、高架形式で高いところを道路が通るということで、やはり景観の問題と生活している住居に近いところに高架の道路が来るということで、我々田舎の方ではあまり見られない道路が、例えばこの辺としては名神高速道路がそういう状態ですけども、そういうような道路が生活エリアに通ってくるということに対する心配をされてるケースが非常に多いです。主にはその部分が一番心配されています。

あと、議事録については、各集落それぞれ説明会に行った議事録は全部国の方で製作されてます。ただ、かなり個人名も入った議事録でございますので、一応それぞれの集落の方にはお返しをしております。ただ、一般の方としては今のところ出させてもらってないというような状況です。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） 国の方というのは、県の地方整備局ですか。どこですか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） すいません。もう少し丁寧に言えば良かったです。国の国土交通省の出先機関で滋賀国道事務所というところがございます。そちらから説明に来ていただいています。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） 今、7か字の懇談会を終えられたということですけども、それ以外に地区の該当しないルートの中でも、中川原とか尼子とかもしくは神田とか、そ

ういうある程度影響もあるし、環境面から考えても景観から考えても懇談会というものを1度は計画せないかんとするんですけども、この辺の計画は令和5年度の中にあるのかないのか、そこだけお聞きします。

○議長（松居亘君） 地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず我々としては、集落内を通過する集落への説明ということで、尼子にも通過しますので尼子にも行かせてもらってます。ですので、今おっしゃっていただいた神田自治会とか、考えられるのは神田自治会、中川原というのが近接という形になってまいりますので、一応基本的には多賀町全体の説明会をさせていただいてますので、それが多賀町全体の集落を対象としているということで開かせてもらってるので、今は直接影響のあるところということを考えております。集落の方にも一応お声かけをさせていただきまして、近接の集落につきましてもまたご要望いただけるようでしたら説明会をさせていただきたいとは思ってます。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） ありがとうございます。次に、3つ目のところについてもう少し聞きます。今後いつになるか分かりませんが、勤労者体育館を解体するというふうになったときの費用はどの程度の概算で見込まれた計算をされておられるのか、それともまだ全く手つかずの状態なのかどうか。そして、もしもそれを解体して更地にしたとするならば、どのような構想を持って何をしようとするのか。この辺、今現時点で思うてることを言うてください。間違っても僕は構いません。とにかく勤労者体育館をどうするんかというのを、やっぱりどっかで示しをつけておかないと、これからずるずる行っていくの間にか解体してるというのでは訳が分かりませんので、よろしく願いします。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 解体費用につきましては、現在、積算はしておりません。時代的にもいろいろ金額も変わることもございますしということではしておりますが、その後の質問は先ほど町長がおっしゃられたことで、全体的な計画の中で財源等も含めて検討していくということでございます。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） もう1つ、踏切の状況の内容につきまして、以前にも私、話としてさせていただいた状況があるんですけども、確かに下り線側の方が供用開始になれば、それだけ車の数も多くなってきますし、逆に中川原甲良線を通って踏切通って胡宮へ行こうとなったときに交通障害が出てくるという可能性もなきにしもあらずというふうに思います。ただ、正直なところ、土田7号線踏切をそのまま生かしておくということについては、その車の通行するニーズと、そして新しい踏切を要望している内容と比較してみたときに、どれだけの大きな差があるのかなというふうに私は思うんです。

確かに7号踏切は地域の地区の住民にとってはかけがえのない踏切かも知れませんが、中川原をはじめ、野田山、彦根地区の方から名神の下り線の方から乗ろうという方もおられるかも知れません。特に、正法寺とか地蔵とか、そういう方々は彦根インターへ行くよりもこっちへ来た方が早いということもあるかも知れません。何が正しくて何が悪いのかよう分かりませんが、少なくとも町長の方から言われておりました踏切については、本当に近江鉄道とのやり取りというのは令和6年度から上下分離方式に変わってきます。そうなりますと、地べたの方については多賀町がそのところは十分慎重に対応しながら、今以上にやりやすい施策の一環かなと私は思うんですよ。今は近江鉄道がぐっと権限を持っておられますので、なかなか言いづらい面もあるかも知れませんが、令和6年度になって上下分離方式になれば、今以上に町長の真価が発揮される時期ではないかなと思います。そういったことを考えますと、この令和5年度中にもう一歩も二歩も踏み込んでそこをやっていただかないといかんのじゃないかなと。ただ、私何が言いたいかわかりませんが、ひしやさんところ、要するに敏満寺の方、尼子の方の車の往来がひしやさんを通してささゆり保育園の方へ行かれる方が非常に多いんですよ、あそこは本当に。私も交通の指導してる部分でその部分は何回も来てますが、やはり敏満寺、尼子、もしくは神田の方は多少あるかも知れませんが、岡山団地、そういう方々が結果的には多賀の四ツ屋を通してひしやさんのところから左へ曲がってささゆり保育園の方へ行かれるということが非常に多いという部分はあります。そういうところを考えますと、やはり信号を付けて、そして都計道路の方へぱっと出ていただければ交通的な弊害もひしやさんの場合は起こらないんじゃないかなと、安全的にも非常にいい環境づくりになるんじゃないかなというふうに思いますし、そういう形から町長が以前言われてましたのは、高宮駅から多賀町の多賀駅までの間に7か所でしたか踏切があるうちの1か所閉鎖していただければ踏切を付けることはいけますというような話をされておりましたけれども、結果的にはその1か所1か所見ても、どれ1つ踏切を廃止するようなところは今のところ見当たりませんので、そこを現状の状態から脱皮して、どうすれば1か所減らせるんかなというのは、地域整備課もしくは企画課の方で慎重に協議していただいて、付替えのルートを付けてでも1か所踏切をなくすということも可能ではないかと思っておりますので、そういうことも踏まえた上でちょっと検討をしていただけないかなと、改めて何回かこの件については進捗状況を踏まえて私が食いついて話をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。何かそこで意見がありましたらお願いします。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 議員の再質問にお答えさせていただきます。

今いくつかまとめたご質問でしたけれども、令和6年度からの上限分離、近江鉄道の方が第2種鉄道事業者、県なり沿線市町の方で第3種鉄道事業者という形での運営に変わりつつあります。こちらの方でこの第3種鉄道事業者につきましては、一般社団法人近

江鉄道線管理機構が12月に設立総会が開かれ、1月に登記をされ、現在、令和6年度の移行に向けて準備が進められております。土地の保有の部分につきましては、近江鉄道が保有する土地を管理機構の方に譲渡というときに課税されるということで、しばらく県なり沿線市町の首長の方で税制に対しての特例措置を求めるような要望をされているところですが、この結論が出るまでは土地の保有については今しばらく近江鉄道、そちらの税制改革の方が特例が認められましたら鉄道管理機構の方に譲り渡す予定でございます。このときに先ほど多賀町の方でというようなことのお話があったんですけれども、あくまで沿線市町なり県で合意の上で定められるものですので、ただあくまでこの管理機構の目的の中にはまちづくりというものが含まれております。その中で多賀町としてのまちづくりとして土地の保有部分について意見ができるものかどうか、これはまたこれからの動き方によりますので、その点だけご理解の方お願いしたいところでございます。以上です。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） ありがとうございます。残り15分しかありませんので、次の議題の方に入らせていただきたいと思っております。

2つ目の質問は、自転車事故対策について質問させていただきます。

健康志向の高まりや感染症対策で、通勤、通学で、更に趣味としても自転車に乗る町民が増えているようです。自転車人口が増えると、当然、事故も増えてくることも考えられます。最近の町内の自転車事故の把握はできておりませんが、擦れ違い等によるヒヤリハットは時々見かけることがあります。自転車は免許が不要で、小さなお子様から高齢者まで手軽に使える反面、交通ルールが守られていないという側面は否定できないと思っております。

そこで、小学校、中学校における自転車通学者には、新年度に入る時点で交通ルールの指導をどのように実施しているのか。また、今日まで自転車事故件数はどのくらいあったのかを問います。

次に、自転車事故は運転が原因とは限らないと思っております。道路の形状などが関係することもあると思っております。そこで、道路に問題があるかという前提で調査されたことがあるのでしょうか。伺います。

3つ目に、道路交通法が改正され、自転車に関するルールが変更になっていきます。改正の時期は令和5年の4月1日をめぐりに道路交通法が改正されていきます。自転車は軽車両であり、スピードも出ることから、もし事故が発生すると、場合によっては加害者として甚大な損害賠償をしなければならないといった事例も報道されております。改正道路交通法では、信号無視などの違反行為で繰り返し摘発された自転車利用者は、指定された期間に安全教育の受講が義務づけられております。対象者は14歳以上で中学生も含むものとされております。

そのような状況の中、多賀町の子どもたちがそのような規制の対象とされ、安全面か

らも一層重要なことだと思えます。小学校低学年を中心とした交通教育や自転車の安全な走行などさらなる安全教育で周知していくことが大切な中、安全ヘルメットの着用有無で生死に直結することもあり得ます。

多賀の現状は、自転車通学者には安全ヘルメット着用を義務づけられておりますが、通学者以外の小中学生や高齢者にも促す必要があると思えます。

ヘルメットの購入に当たって補助金を出している自治体もあります。そこで、大人も含めた自転車乗車の際のヘルメット着用の啓発活動の展開、そしてヘルメット購入の補助、交通安全教育への活用についてどのように考えているのか伺いたいと思えます。

一部、私の認識不足で訂正がありまして、中学生は自転車通学者以外に全児童にヘルメットは一応無償提供されておりますということだけ付け加えをさせていただきます。私の認識不足でしたので、中学生には全員、ヘルメットの購入に対する対応は今現在出ているということですので、申し訳ありません。ということで、この辺につきまして一応見解をお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） ご質問にお答えをいたします。

まず初めの小中学校児童生徒への交通ルールの指導と事故件数についてでございますが、交通ルール全般の指導といたしましては、小学校では年度当初に交通ルールや自転車の乗り方について指導がなされております。入学直後の新1年生に対しましては、教員が下校を引率し、実地において安全な登下校について指導し、中学校につきましては、年度当初に自転車通学生徒やバス通学生徒に対して通学時の安全について指導をされております。

自転車の利用の指導につきましては、小学校では県の交通安全協会のチラシを児童に配布するときは、交通安全教室の際などに自転車の交通ルールやヘルメット着用の義務について指導をしています。

中学校では、年度当初に自転車通学の生徒を集め交通安全について指導するとともに、保護者に自転車通学の同意書の提出を求め、家庭での指導をお願いしております。

いずれの学校におきましても、年度当初だけではなく交通安全週間や長期休業、連休前、季節の変わり目など、折に触れ自転車の乗り方を含めた交通安全については指導を繰り返すとともに、月に2回、教員が町内の通学路に立って児童生徒の登校について指導が行われております。

次に、今日までの自転車事故件数でございますが、令和4年度に入ってから今日までの期間で学校が把握している自転車事故件数は、中学校で1件で、内容は下校後外出するために自転車で通行中、左折したところ、前方に停車していた自動車に接触したというもので、生徒にけがはございませんでした。

次の道路形状等による自転車事故発生の危険性の調査についてでございますが、毎年

実施をしております多賀町通学路安全推進会議におきまして、子どもの通学における道路の危険箇所について、各関係者で協議、点検を行い是正を進めております。この会議は、当初通学路の点検が主な目的でスタートしておりますが、近年は子どもたちの地域での安全という広い視点でもって意見が出されております。

このことから、PTAの方や学校の先生方、保護者のご意見を集約して報告も頂いておりますので、議員がおっしゃる道路の形状の悪さという可能性につきましても、各方面からの意見を聞かせていただける状況にあると考えております。その結果として、現在、事業を県の方で進めていただいておりますが、中学校下国道306号の歩道の拡幅についても事業化が図られているというようなところでございます。

ご指摘のとおり、自転車での事故については近年報道でも大きく取り上げられるようになり、以前は軽車両といえども、どちらかといいますと歩行者に近い気軽な乗り物でございましたが、道路交通法の改正の度に、自転車は車両としてより明確に位置づけられるようになってきております。現在、13歳未満の児童や幼児に対して自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化が法律で規定されておりますが、この春4月1日の道路交通法の改正によりまして、自転車に乗る全ての人にヘルメット着用が努力義務化されたということでございます。

このことから、もちろん警察がもちろんでございますが、彦根犬上地区の交通安全対策連絡協議会であるとか、交通安全協会の多賀支部であるとか、県安全運転管理者協会、行政等々、安全管理の団体がたくさんございますが、そういう関係者が一体となって、内閣府から出されております指針、自転車安全利用五則というのがございますが、これを基本とした自転車の交通ルールが徹底されるよう、啓発活動を実施していくこととなります。自動車のシートベルト着用の義務化が今となっては当たり前のことになっておりますように、近い将来、自転車のヘルメット着用が当たり前の時代が来るかもしれません。引き続き、交通安全への取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、ヘルメットの購入補助につきましては、現在実施しております新中学生へのヘルメット補助につきましては引き続き実施してまいりたいと考えておりますが、この同様の内容で全ての町民の方を対象にヘルメット購入の補助をすることにつきましては現時点では考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） 課長、ありがとうございます。今言われたような状況でございますけれども、1つ考えておかなきゃならないのは、2023年の4月1日以降、滋賀県の交通安全スローガンというのが出ております。その中で、自転車も歩行者優先ということの形で、それを守ろうという1つのスローガンがあります。車と同じように歩行者を優先的に守るという前提でスローガンをされておるんですけども、今、課長が言われましたように、本当にヘルメットを着用しているか着用していないかによって死

亡事故の内容が、頭部に致命傷を負ってしまうということもありますので、着用している場合と着用していない場合の比較でやりますと、約2.3倍ぐらい致命的な傷を負うと、そういうようなことが言われております。それだけやはりヘルメットというのは大事なものですので、中学生については安心できるような状況で通学路もしくは普段の中でもそういうような形をされておりますけれども、1つだけ聞きたいのは、吉田学校教育課長、交通教室や自転車の安全な走行に必要な教育について、具体的に今年度、令和5年度4月8日以降の子どもたちが入学された後の内容についての教育カリキュラムというのか、そういうものは何か持ち合わせされているのか、改めて確認させてください。

○議長（松居亘君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） ただいまの大橋議員の再質問にお答えいたします。

学校におきまして、小学校では交通安全教室を実施しまして、そのところで実際に運動場にルートを作ったりして、正しい歩き方等々を練習しているところです。また、先ほども話にありましたけれども、県から交通安全協会から交通安全のチラシ等が学校を経由して子どもたちに配られておりますので、そのチラシを配布する際にその内容を説明して、道路交通法のルール改正等につきましても学校の方で子どもたちに周知を図っているところでございます。以上です。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） ありがとうございます。一応、自動車事故に対する対策につきましては、内容も十分私自身も把握させていただきましたし、喫緊でも交通事故になれば非常に大きな問題になりますので、くれぐれも教育としてヘルメットを着用することについて周知徹底をお願いしていただきたいというふうに思います。

以上をもって質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日の再開は午前9時30分とし、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

（午後 3時05分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 山 口 久 男

多賀町議会議員 川 添 武 史